

地域振興施設（国府道の駅）整備基本計画

平成 27 年 3 月

徳 島 市

目 次

1 計画の基本方針.....	1
1.1 地域振興施設(道の駅)整備の目的.....	1
1.2 地域振興施設(道の駅)整備の必要性.....	1
1.3 基本機能の整理.....	2
1.4 地域振興施設(道の駅)整備における基本方針.....	3
1.4.1 基本方針の設定.....	3
1.4.2 整備コンセプトの設定.....	4
2 計画条件の整理.....	5
2.1 現況把握.....	5
2.1.1 徳島市の現状.....	5
2.1.2 地域の特徴.....	10
2.1.3 農業.....	11
2.1.4 林業.....	14
2.1.5 水産業.....	14
2.1.6 地場産業.....	15
2.1.7 文化財.....	16
2.2 計画条件の整理.....	18
2.2.1 上位計画での位置付け.....	18
2.3 類似施設の状況.....	20
2.3.1 徳島県内および近県の類似施設.....	20
2.3.2 計画地周辺の類似施設.....	23
2.4 計画条件の設定.....	24
2.4.1 導入機能への展開.....	24
3 導入機能及び機能配置.....	25
3.1 地域振興施設(道の駅)に求められる機能.....	25
3.1.1 休憩機能・防災機能.....	25
3.1.2 情報発信機能.....	27
3.1.3 地域の連携機能.....	28
3.2 機能配置の検討.....	31
3.2.1 機能配置の基本方針.....	31

4 施設整備計画.....	32
4.1 地域振興施設(道の駅)の導入機能.....	32
4.2 計画交通量の設定.....	34
4.3 休憩機能・防災機能.....	36
4.3.1 公衆トイレの規模算出.....	36
4.3.2 駐車台数の算出.....	37
4.3.3 管理施設.....	41
4.3.4 防災施設.....	41
4.3.5 屋根付き休憩施設.....	41
4.4 情報発信機能.....	42
4.4.1 地域情報発信センター.....	42
4.4.2 地域周遊レンタサイクル.....	42
4.5 地域の連携機能.....	42
4.5.1 交流広場.....	42
4.5.2 農産物直売所・特産物販売施設.....	42
4.5.3 農家レストランの規模算出.....	43
4.5.4 軽飲食施設(ファーストフード).....	44
4.5.5 農業支援研修施設.....	44
4.5.6 加工施設・加工品販売施設.....	45
4.5.7 地場産業振興施設.....	45
5 整備・運営手法.....	46
5.1 事業手法の選定.....	46
5.2 管理運営手法の選定.....	47
5.3 事業の実施に向けた課題の整理.....	48

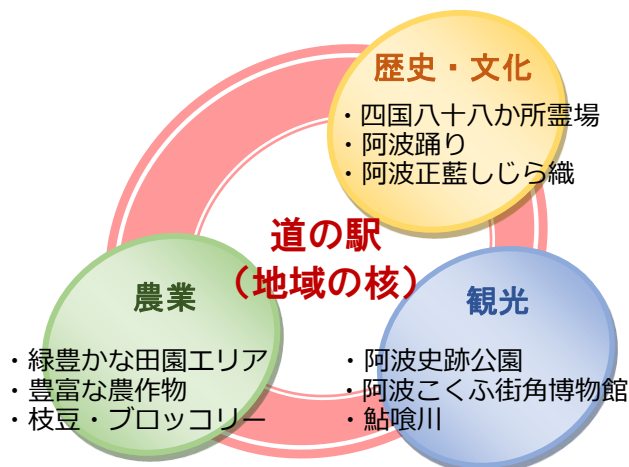
【添付資料】

- ① 整備コンセプト・導入機能の整理
- ② 事業実施スケジュール
- ③ 想定される主な支援メニュー
- ④ 事業予定地

1 計画の基本方針

1.1 地域振興施設(道の駅)整備の目的

国府地区は、水と緑あふれる豊かな田園環境と、四国八十八か所霊場の札所を有するなど歴史・文化を合わせ持つ地域であり、都市計画マスタープランにおいても、同地区のまちづくりの方針として「地域の歴史や文化、癒しを育むまちづくり」が示されている。



また、国府地区は徳島南環状道路の開通に伴い、大幅な交通量の増加が予想され、生産と需要を結びつけた都市と農村の交流による流通ルートの多様化が期待できるとともに、地元ブランドの確立、地産地消の展開、及びこれらによる地域経済・雇用の活性化・観光客の誘致にも期待できる。

本計画においては、当該地区の特色を踏まえ、地域振興施設が「観光」「歴史・文化」「農業」という異なるコンテンツを結びつける役割を果たす核となり、地域振興施設があらゆる人々との交流を通じて、地域に新鮮な風を呼び込むとともに、まちづくりの意識向上を図り、新しい魅力を創出することで、地域活性化と観光振興の拠点となる施設整備を目指す。

加えて近年、東南海・南海地震の発生が危惧されているなかで、地域振興施設は避難所としても地域住民の安全確保の役割を担うものとする。

1.2 地域振興施設(道の駅)整備の必要性

(1) 道路休憩施設の不足

道路利用者、特に遠方からの観光客にとって、疲労回復や生理現象解消のために、定期的な休憩が必要不可欠である。徳島市内には現在、これらの方々が 24 時間気軽に利用出来る駐車場や公衆トイレが整備されておらず、道路利用者の利便性や安全性を向上させるため、安心してくつろげる質の高い休憩の場の設置が求められている。

また、四国霊場開創 1200 年を迎え、お遍路が注目されており、巡拝者も増加していることなど、本市に來訪する方々をおもてなしの心で温かく迎える場が必要である。

(2) 地域産業の活性化・振興拠点

近年、「食」をテーマとした地域活性化が盛んに行われており、各地で特産品の付加価値向上を図るため、農林水産業をはじめ、商業・工業とも連携し6次産業化に向けた取り組みが行われている。また、地場産業についても、その振興を図るため、特色ある技術を活かし、新たな感覚の製品づくりに取り組んでいくことが求められている。

持続可能な地域振興を図る上で、特産品については地域の特性を前面に出したブランド商品の創出によって地域の魅力を高める好循環を生み出す必要があり、その商品開発や販売、また、そのための消費者ニーズの把握などにおける中心的役割を果たす拠点の整備が必要になっている。

(3) 地域情報の発信拠点づくり

はじめてそのまちを訪れた人が、その地域の様子や情報を知りたくても、徳島市の中心地に道路利用者や観光客が気軽に立ち寄れる案内所がなく、そのまちの魅力を知らずに通り過ぎていく人が多いと考えられる。

そうした方々に対し、当該地区の魅力ある歴史や生活、文化、ひいては市域全域のイベント情報などを紹介する「いつでも、誰でも、気軽に立ち寄れる」案内所が必要である。

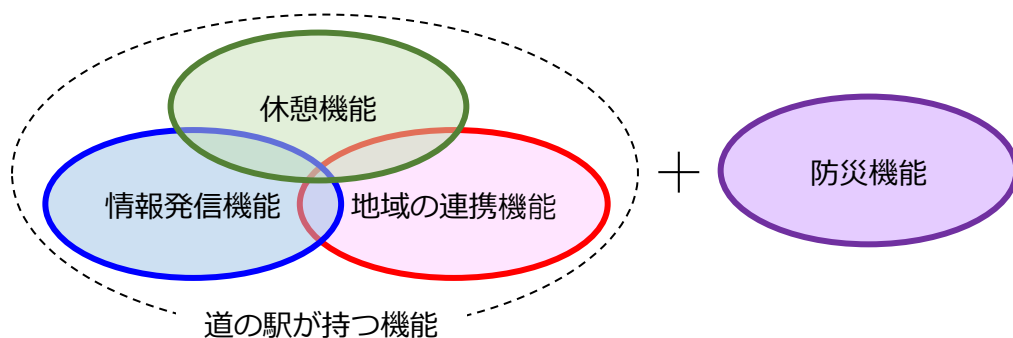
また、観光情報ばかりでなく、まちづくりを支援していただく人などに向け、移住に関する情報など地域振興を促進するため、様々な情報を紹介する総合案内所が必要である。

(4) 安心・安全なまちの防災拠点づくり

東南海・南海地震発生が危惧されているなかで、地域振興施設は避難所としても地域住民の安全確保の役割を担うものであり、災害時の道路通行者の避難所、通行止めその他の災害情報の収集場所としての役割が求められている。

1.3 基本機能の整理

今回計画する地域振興施設は、道の駅が持つ3つの基本機能に防災機能を加えた施設とする。

**(1) 休憩機能**

利用者がいつでも自由に休憩し、清潔なトイレが利用できる快適な休憩施設を設ける。

(2) 情報発信機能

人と人、人と地域との交流により、地域の魅力を知ってもらうとともに、地域振興を図れるように、人・歴史・文化・風景・産物等の地域に関する情報を提供する場を設ける。

(3) 地域の連携機能

地域が一体となって地域振興拠点をつくるとともに、地域と地域が地域振興拠点を軸として協力するなど、地域内、地域間の連携の場を設けることで「地域振興拠点」の整備を契機とする広域的な連携と交流により、活力ある地域づくりが促進される。

(4) 防災機能

周辺地域の防災施設として災害時の道路通行者や地域住民の避難所としての機能を備える。

1.4 地域振興施設(道の駅)整備における基本方針

1.4.1 基本方針の設定

今回計画する道の駅は、国府地区の魅力を浮き彫りにする独自のコンセプトにより、地域の素晴らしさを理解してもらい、人々に喜びを与える「まちの顔」となる施設を目指す。

また、徳島市で初の道の駅整備となることから、都市住民と地元住民が触れ合う交流の場として市民の生活の質の向上に努めるとともに、地域産業の活性化や当該地域や市の新たな魅力の創造や誇りに繋がるシンボルとして整備することを基本とし、基本計画策定における基本方針を以下のように設定する。

【計画策定の基本方針】

- ① おもてなしの心で誰もが安心して利用できる快適な施設を実現する
- ② 地域住民が積極的に参画できる地域産業の活性化・振興拠点を整備する
- ③ 地域の情報提供、観光資源を最大限に活かした都市住民との交流の場を実現する
- ④ 長期にわたり、安定的に運営できる事業スキームを検討・実践する

(1) おもてなしの心で誰もが安心して利用できる施設

地域に根付くおもてなしの心で、来訪者に喜ばれる良質な環境や施設、サービスを提供する施設づくりを目指す。また、誰もが安心して利用できる施設計画に配慮し、バリアフリー、ユニバーサルデザインの行き届いた施設を目指す。

(2) 地域住民が積極的に参画できる地域産業の活性化・振興拠点

田園地域という特徴を活かし、「農業」を通じて地域住民と都市住民の交流の場を創出するとともに、木工・阿波しじら織等の地場産業の普及を目的とした地域活性化を支援する施設を立案する。地域住民のやる気を促し、運営参画の機会を創出するとともに、オリジナル商品の開発や、地元の農作物を利用した6次産業への取り組みを支援する場の提供など、地域産業の活性化・振興拠点づくりを目指す。

(3) 地域の情報提供、観光資源を最大限に活かした都市住民との交流の場の実現

来訪者への情報提供を通じて、地域住民が自らの地域の良さを発見する「気付きの場」として活用できる施設にするとともに、お遍路情報ステーションや周辺観光案内など「歴史・文化」「観光」という言葉をキーワードに、地域施設間で連携を図ることができ、相互に交流を深めることができる施設計画を目指す。

(4) 長期にわたり、安定的に運営できる事業スキーム

自立できる施設を目指すため、集客向上や安定的な収益を得るために何が必要かを整理し、持続可能な運営を見据えた施設作りを実践するとともに、長期に渡って安定した運営ができる事業スキームについて検討する。地域住民が日常的に利用でき、かつ都市住民との交流により安定的に収益が得る仕組みづくりを目指す。

1.4.2 整備コンセプトの設定

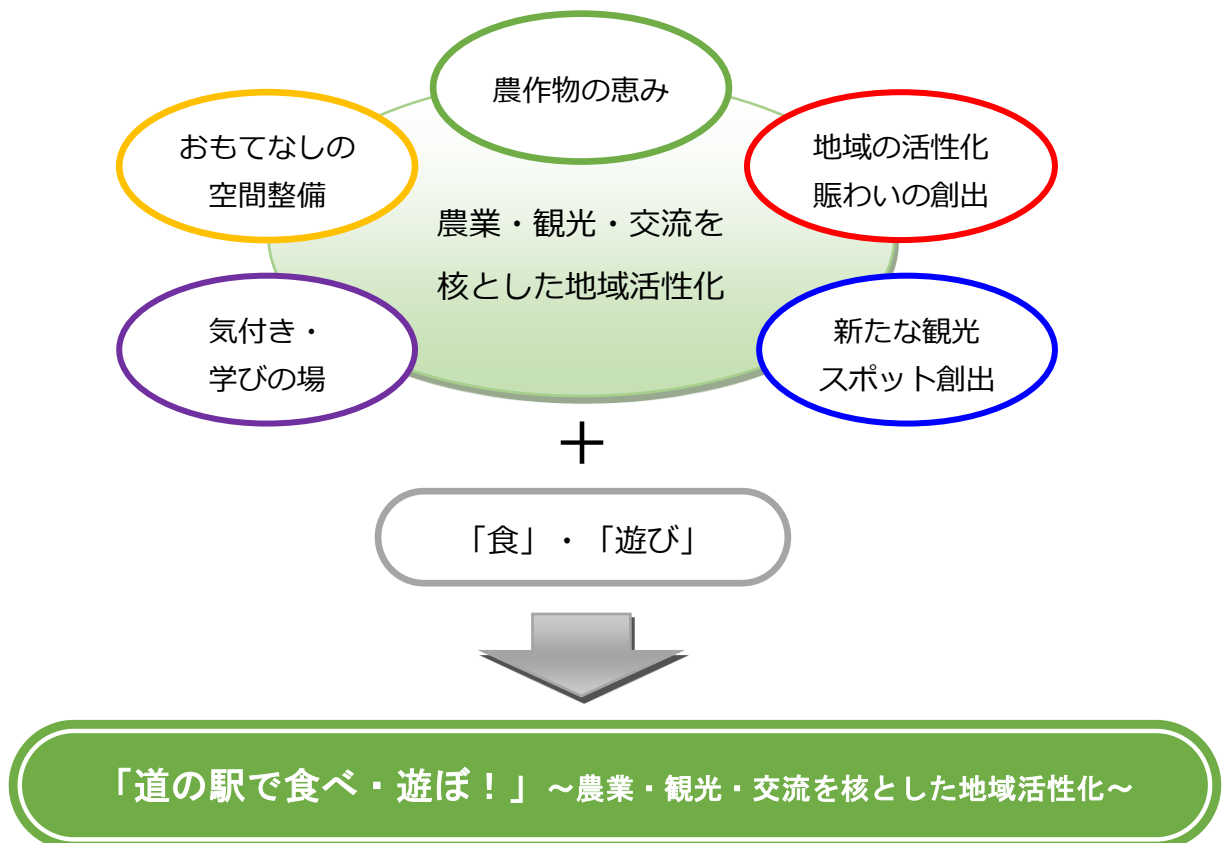
計画策定の基本方針を踏まえ、地域振興施設（道の駅）の整備コンセプトを設定するにあたり本施設に求められる5つの要素を整理する。

【5つの要素】

- ① お通路や観光客に対するおもてなしの空間整備
 - ・ 田園風景の穏やかな景観を活かした温かいおもてなしの場の提供
- ② 地域の活性化拠点・賑わいの創出
 - ・ 地域住民の主体的な取り組みにより、豊かな生活を実現する活性化拠点
- ③ 農作物の恵みを通じた地域住民、都市住民との交流
 - ・ 都市住民へ地元産業・農産物等をPRできる施設整備と情報提供の場の提供
- ④ 気付き・学びの場
 - ・ 新しい取り組みを促すキッカケとなる地域住民のたまり場となる施設の実現
- ⑤ 新たな観光スポットの創出
 - ・ 当該地域と徳島市の魅力を活かした、オリジナリティある事業展開

これらを効果的に実践していくためには、「食」というテーマと「遊び」という人を惹きつける仕掛けが必要である。

よって、地域振興施設（道の駅）の整備コンセプトを以下のように設定する。



2 計画条件の整理

2.1 現況把握

2.1.1 徳島市の現状

(1) 人口

表 2.1 徳島市と徳島県の各部門就業人口の比較

	徳島市(人)	徳島県(人)	県内に占める割合(%)
総人口	264,548	785,491	33.7
第一次産業就業者数	4,268	29,377	14.5
第二次産業就業者数	21,449	81,147	26.4
第三次産業就業者数	83,487	223,375	37.4

出典：平成22年度国勢調査

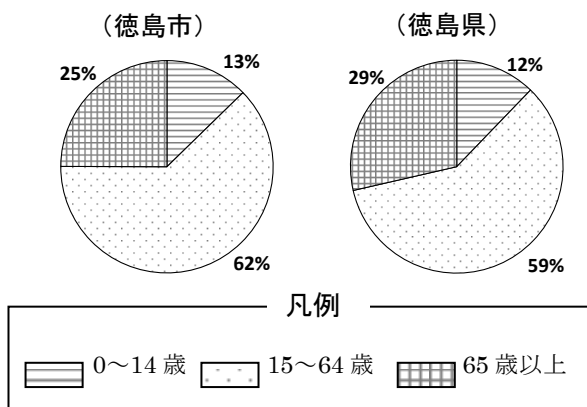


図 2.1 人口比

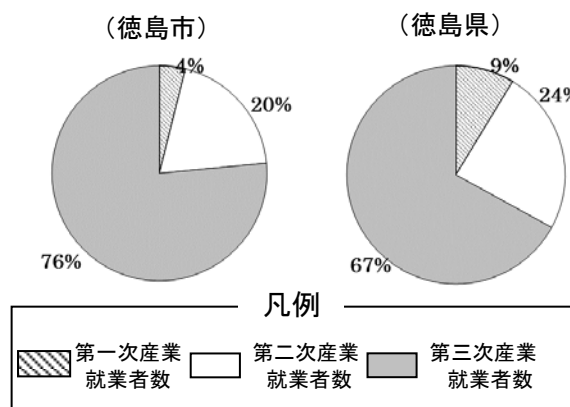


図 2.2 各部門就業人口比

(2) 農業動向

表 2.2 徳島市と徳島県の農家数と農家人口の比較

	徳島市(人)	徳島県(人)
農家数	3,691	35,797
農家人口	10,179	82,606

出典：農林業センサス

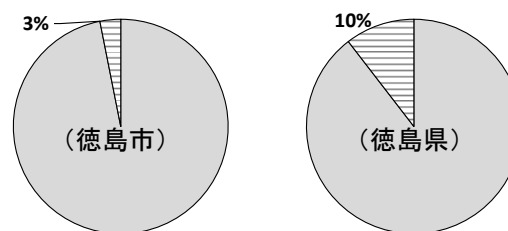


図 2.3 総世帯数に占める農家率

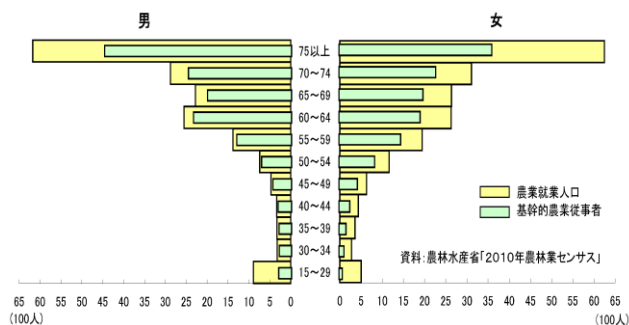


図 2.4 農業就業人口・基幹的農業従事者

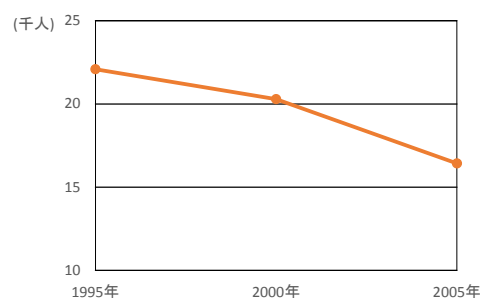


図 2.5 農家人口の推移

(3) 特産品

国府地区には伝統工芸である阿波しじら織や、農作物の枝豆、ブロッコリーなどの特産品がある。

また、徳島市においても、吉野川がもたらす肥沃な土壌や温暖な気候などの恵まれた環境を生かして古くから農業が盛んで、スダチやサツマイモ、ネギなどの栽培が盛んに行われており、全国的にも有名である。代表的な地場産業である、木工業においては、塗装、杢張り、成形技術などで全国でもトップクラスの技術を有し、洋家具・鏡台・仏壇等に代表される木工業製品の産地となっている。

阿波しじら織(国府)



すだち



枝豆(国府)



ネギ



ブロッコリー(国府)



なると金時



木工業製品(家具)



(出典：おどる宝島なっ！とくしま HP より)

(4) 観光資源

徳島市の観光資源としては「阿波踊り」や「眉山・眉山ロープウェイ」などが全国的に知られており、近年では、「ひょうたん島周遊船」や「しんまちボードウォーク」など、新しい観光スポットも注目されている。一方、国府地区には「阿波史跡公園」や「四国八十八か所霊場の札所」のほか、「考古資料館」「天狗久資料館」など地域の文化や歴史に触れることができる観光資源がある。

	<p>阿波おどり会館</p> <p>阿波おどり関連の展示、実演を行う文化施設である。毎年8月のお盆期間4日間に開催される日本の著名な伝統芸能の一つである阿波おどりが年間を通じて楽しめることをコンセプトにしている。</p>
	<p>とくしま動物園</p> <p>1998年4月、徳島市総合動植物公園の中に四国最大級の動物園として開園した。園内は、5つのエリアに分かれており温帯区、熱帯区、サバンナ区、寒帯区、こども動物園に分かれている。教育の場として動物園センターを開設している。</p>
	<p>とくしま植物園</p> <p>「とくしま植物園」は、徳島市総合動植物公園(58.9ha)のうち、とくしま動物園区と遊園地部分を除くエリアであり都市緑化植物園・入口エントランスゾーン・自然体験エリア等で構成されている。</p>
	<p>徳島城博物館</p> <p>旧徳島城表御殿跡に建てられたもので、徳島藩及び藩主蜂須賀家に関する歴史・美術資料が展示されている。館内には徳島藩御召鯨船(重要文化財)や水軍についての資料、徳島城御殿の復元模型などが展示されている。国の名勝に指定された旧徳島城表御殿庭園も眺めることができる。</p>

	<p>徳島中央公園</p> <p>旧徳島城の大半を敷地とするが、江戸時代の徳島城はより広く、現徳島町城内のほぼ全域を占めていた。また逆に、徳島城には含まれない助任川対岸の助任川河岸緑地も徳島中央公園の管轄である。</p>
	<p>ひょうたん島周遊船</p> <p>ひょうたん島を1周するひょうたん島周遊船が運航している。ひょうたん島には、新町川水際公園や助任川河岸緑地など観光スポットが目白押し。</p>
	<p>新町川水際公園・しんまちボードウォーク</p> <p>特徴は、壁泉、湧泉、噴水など様々な水の形態を演出することにより豊かな水空間を創出しており、公園の広場や対岸にあるしんまちボードウォークでは様々な催しが行われる。</p>
	<p>阿波史跡公園（国府町）</p> <p>1993年（平成5年）3月に徳島市制100周年記念で造られた公園で、国府町の活性化と文化的な都市づくりを目的に設置された。徳島有数の古墳地帯に位置し、古代ロマンを想像しながら、触れ、学び、楽しむことのできる公園。</p>
	<p>考古資料館（国府町）</p> <p>徳島市が管理運営する徳島市内で発掘された縄文時代から平安時代にかけての考古資料を収蔵・保管し、広く一般市民に展示公開している。</p>

	<p>眉山&眉山ロープウェイ</p> <p>山頂からは徳島市内をほぼ一望でき、天気の良い日なら淡路島や和歌山県の紀伊山地も望む事ができる。阿波おどり会館5階の山麓駅から眉山山頂の山頂駅まで約6分。途中の車窓からは、緑あふれる眉山の自然と徳島市街が手に取るように見渡せる。</p>
	<p>天狗久資料館（国府町）</p> <p>初代及び三代目・天狗久の旧工房の公開及び国の重要有形民俗文化財である天狗久関係の資料を保管。</p>
	<p>犬飼農村舞台</p> <p>1873年（明治6年）に建造され、物語に応じて舞台を変化される昔のままのカラクリが、よりそのままに近い状態で残っているのが特徴である。</p>
	<p>四国八十八か所霊場</p> <p>四国にある空海（弘法大師）ゆかりの八十八か所の寺院の総称で、四国霊場のもっとも代表的な札所である。国府町及びその周辺には、第13番札所から第17番札所がある。</p>

2.1.2 地域の特徴

本施設の計画地である国府地区は徳島市の西部に位置し、幹線道路として徳島南環状線の整備が進んでいる。東側には鮎喰川が流れ、豊かな田園地帯が広がっており、四国八十八所霊場の札所をはじめとする寺社郡や伝統工芸である阿波しじら織、農作物の枝豆、ブロッコリーなど豊富な資源や特産物が存在している。

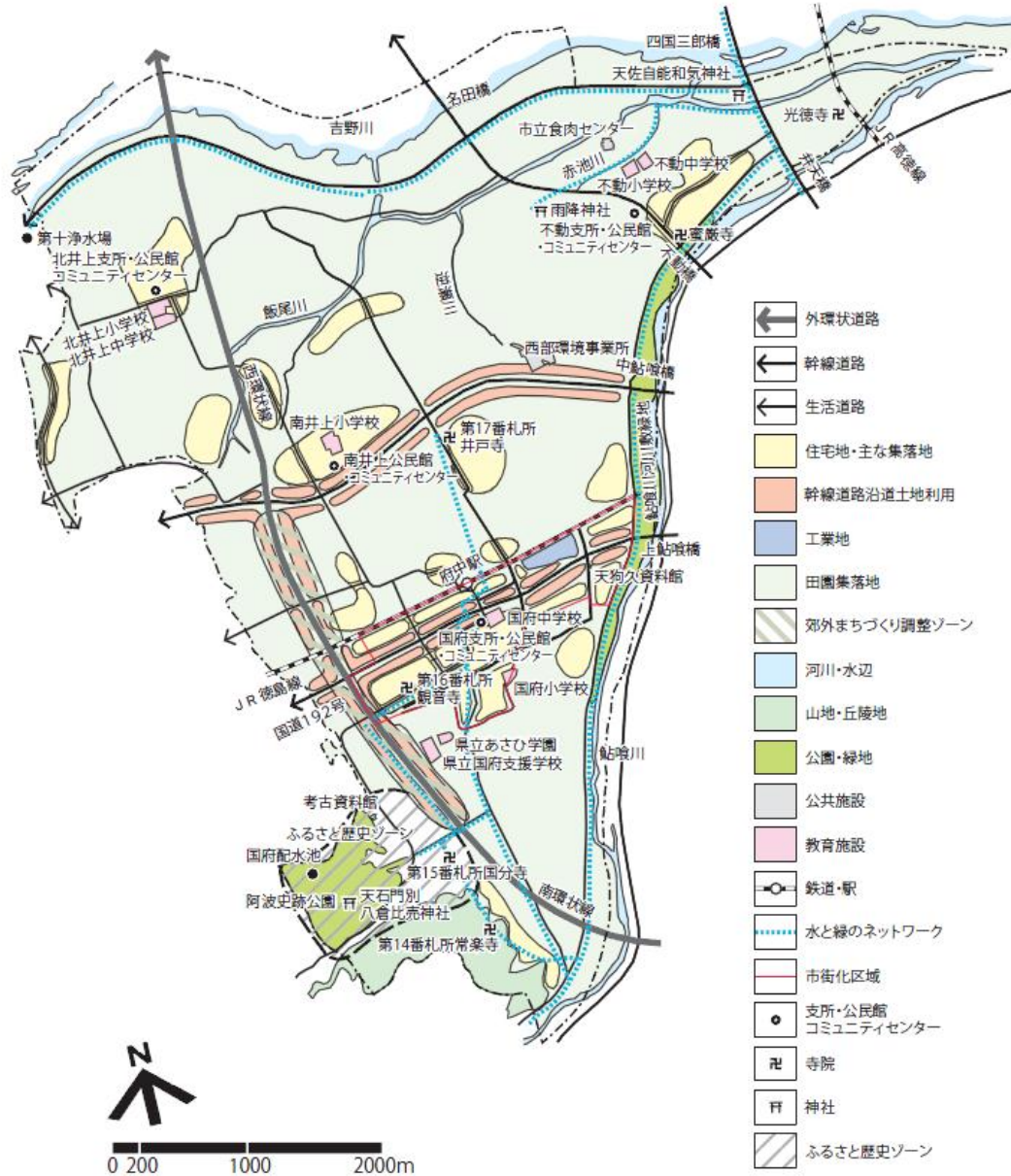


図 2.6 対象地周辺の状況：地域まちづくり構想図(都市計画マスタープラン)

2.1.3 農業

(1) 徳島市の農業の概要

徳島市の農業は、恵まれた自然条件を活かし、米・園芸・畜産等による複合経営形態で発展してきた。農業経営については、野菜を中心とした多目的複合経営であり、家族及び企業的農業経営による高所得型農業経営と兼業農家を含めた副業的農業経営によって支えられている。

今後、魅力ある農業・農村づくりを進めるため、「徳島市農業・農村振興ビジョン」を策定し、「健やか新鮮ブランド産地・徳島」をキャッチフレーズとして、魅力とやりがいのある農業の推進と多様な役割を果たす都市農業の振興に取り組んでいる。

農家人口及び農業就業人口(H22)

農家人口	10,179人
一戸当平均	4.0人
農業就業人口	5,041人
一戸当平均	2.0人
うち女性数	2,665人
女性比率	52.9%

経営耕地規模別経営体数(H22)

0.3ha未満	49戸
0.3～0.5ha	594戸
0.5～1.0ha	1,057戸
1.0～2.0ha	648戸
2.0ha以上	230戸
計	2,578戸

耕地面積(H22)

田	1,788ha
畑	527ha
樹園地	204ha
計	2,518ha

作付延べ面積 (H18) 単位:ha

水稻	麦	カンショ	豆類	野菜	果樹	飼肥料用作物	その他	作付面積	耕地利用率
1,670	0	229	6	1,740	333	288	154	4,420	125.6%

農業産出額 (H18) 単位:千万円

米	野菜	いも類	花き	果実	その他	畜産	計
166	760	144	96	104	13	122	1,405

(注)統計数値は、2005年センサス及び農業水産省の統計年報による。

出典：徳島市HPより

(2) 徳島市農林産物ブランド育成方針

徳島市の農業が活性化し、産地間・国際競争に打ち勝つためには、本市の農業の特徴を活かした農林産物のブランド化を図る必要があることから、消費者ニーズを的確に捉え、他産地にはない情報を付加するなど、農林産物ブランド化推進への育成方針を示したものである。

1) 目指すべき方向性

- ・ 安全・安心を基本として栽培履歴等が確認できるブランド農林産物づくりであること。
- ・ 生産・流通・販売に一体的に取り組むブランド対策であること。
- ・ 多様な経営体と多品目な農林産物による個性豊かな産地づくりであること。
- ・ 安定供給ができる産地づくりであること。
- ・ 県域及び地域で取り組むブランド品目については、関係機関と連携して取り組むこと。

2) ブランド化推進品目

生産量が多く安定出荷をしている	シイタケ、ホウレンソウ、エダマメ、ニンジン、カリフラワー、ブロッコリー、コマツナ、イチゴ、レンコン、カンショ、ネギ、ゴボウ、キュウリ	13 品目
高い技術で高品質生産をしている	ユリ、ミカン（マルチ、ハウス、高糖系品種）、洋ラン、トマト（エコ農法）	4 品目
他産地にはない品目を生産している（県外又は県内）	スダチ、ノザワナ、シロ、ナノハナ、ツルムラサキ、オクラ	6 品目

(3) 地産地消推進事業

徳島市では「健やか・新鮮徳島ブランド育成品目」として 21 品目を定め、農産物のブランド化を推進するとともに、安全・安心の確保に努めている。

また、ブランド品目を活用したメニューを提供している徳島市及び東部圏域市町村の飲食店等を「とくしま I P P I N 店」として認定しており、ブランド品目の PR と消費拡大に励んでいる。徳島の肥沃な土地で育った新鮮な農産物と各店舗の独創的な I P P I N メニューをより多くの市民や観光客に楽しんでもらい、更なる地産地消を推進している。

健やか新鮮・徳島ブランド育成品目（花きを除く 21 品目）	いちご、えだまめ、オクラ、カリフラワー、さつまいも、きゅうり、ごぼう、コマツナ、しいたけ、しそ、すだち、ツルムラサキ、トマト、なのはな、にんじん、ねぎ、のざわな、ブロッコリー、ほうれんそう、みかん（温州）、れんこん
-------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(4) 地域別農林産物

徳島市の各地域における農林生産物は以下の通りである。

農業生産の特色				
地域名	関係集落名	主要作目	農家構成	営農種型
東部地域	滑東	ネギ	専業 29戸 第1種兼業 20戸 第2種兼業 9戸 計 58戸	露地野菜
西部地域	不動 北井上 南井上 国府	水稻 ホウレンソウ コマツナ ノザワナ キャベツ ブロッコリー トマト イチゴ エダマメ ニンジン ナス ゴボウ 花木 乳用牛 肉用牛 養鶏	専業 309戸 第1種兼業 161戸 第2種兼業 393戸 計 863戸	水稻＋露地野菜 畜産専業 水稻＋畜産＋露地野菜 野菜専業
南部地域	入田 一宮 上八万 八万の一部 勝占 多家良	水稻 イチゴ キュウリ ナノハナ シソ 温州ミカン すだち 植木 苗木 花木 シイタケ	専業 350戸 第1種兼業 209戸 第2種兼業 629戸 計 1188戸	水稻＋果樹 水稻＋野菜（路地・施設） 果樹専業 水稻＋花き 水稻＋果樹＋林産物 水稻＋林産物 水稻＋畜産
北部地域	川内 応神	水稻 かんしょ ダイコン レンコン カリフラワー ブロッコリー ハクサイ ニンジン ホウレンソウ イチゴ なし 花き	専業 144戸 第1種兼業 118戸 第2種兼業 264戸 計 526戸	水稻＋露地野菜 水稻＋施設野菜 露地野菜専業

2.1.4 林業

徳島市には下記の森林資源があり、今後、これらの森林を経済的側面と国土保全的側面の機能が果たされる森林として整備していくことが、当面の課題となっている。

本市の森林は、水源かん養をはじめ、山崩れや土砂流出防止、自然環境や生活環境の保全等に大きな役割と果たしていることから、今後も機能の維持・向上を図る必要がある。

保有形態	面積	立木地		
		計	人工林	天然林
総数	5,043	4,784	1,020	3,764
国有林	22	22	21	1
民有林	5,021	4,762	999	3,763
樹種 林種	人工林	天然林	計	
針葉樹	スギ	560	—	560
	ヒノキ	312	—	312
	マツ	92	519	611
	その他	19	0	19
広葉樹	クヌギ	16	31	47
	その他	0	3,213	3,213
計	999	3,763	4,762	

※注 平成22年3月31日現在

2.1.5 水産業

徳島市の沿岸漁業の主なものは、海域における漁船漁業と浅海（一部内水面）におけるのり養殖漁業である。

漁船漁業は紀伊水道を主漁場として行われており、漁法としてはえび・ひらめ等の底ものを目的とする小型底曳網と、あじ・さば等の浮魚を対象とした機船船曳網が主となっている。

のり養殖漁業は、海面で行われる黒のりの養殖と吉野川・勝浦川河口で行われるすじ青のりの養殖があり、いずれも養殖技術の向上と経営の近代化を図っている。

徳島市内における漁業の状況(H24年)

組合員数	821	
経営体数	専業者	203
	第1種兼業	54
	第2種兼業	477
	計	734
	従事者数	
	男	819
	女	267
	計	1,086
漁船保有数	696	
漁獲高	魚類	1,071,456
	貝類	12,500
	黒のり(千枚)	54,549
	すじ青のり	48,954
水揚金額	魚類	405,426
	貝類	10,932
	黒のり	422,626
	すじ青のり	549,285
	計	1,388,269

2.1.6 地場産業

(1) 徳島の木工について

徳島の木工の成り立ちは、廃藩置県後、職を失った船大工達が造船の残材を使って木製の生活雑貨を作り始めたことに由来し、徳島の中心的な地場産業へと成長した。

高度経済成長期に婚礼家具の鏡台を中心に大きく売り上げを伸ばしたが、生活様式の変化による需要の減少、海外からの廉価製品の流入等により出荷額は減少している。

家具については、「阿波鏡台」が高級鏡台の代名詞として全国に名が知れているが、需要の減少に伴い、現在はその技術を活かし、建築に付随する特注家具の生産などへの転換が図られている。仏壇については、「唐木仏壇」の生産地として全国一位の出荷額を誇り、高級仏壇として全国の小売店に出荷されている。なお、「鏡台」と「唐木仏壇」は、徳島県指定伝統的特産品の指定を受けている。

(2) 阿波しじら織について

「阿波しじら」は織り組織に特徴があり、表面に独特のシボ（凹凸）がある。1919年（大正8年）頃生産の最盛期を迎え、販路も国内はもとより韓国、中国、東南アジア方面へ輸出された。

大正中期から人絹などにおされて衰退したが、戦後復活し、天然藍染料のみを使い手作業で染める「阿波正藍しじら織」が1978年（昭和53年）に通産省の伝統的工芸品に指定され、また、「阿波しじら織」が2003年（平成15年）に徳島県の伝統的特産品に指定された。最近では和物の生地としてだけでなく、ネクタイやハンカチ、洋服生地など、時代の流れと消費者のニーズに合わせた様々な製品が作られている。

2.1.7 文化財

国府地区に関連する文化財については、国指定重要有形民俗文化財として「阿波人形師（天狗屋）の製作用具及び製品」、国指定有形民俗文化財として「常楽寺本堂」「常楽寺大師堂」、県指定有形民俗文化財として「天狗久旧工房及び製作用具、製品並びに生活関連資料」が指定されている。また、県指定無形文化財（工芸技術）として、「阿波正藍染法」「阿波正藍染しじら織」がある。県指定史跡として「矢野の古墳」「阿波国分寺跡」などが指定されており、多くの文化財が同地区にあることから、歴史や文化に根ざした地域であることが伺える。

	<p>阿波正藍染法〔国府町〕</p> <p>阿波正藍染は、阿波で栽培された植物「藍」を伝統ある醗酵建技法により染色されている。</p> <p>洗うほどに味わいが出ると言われ、いくつも四季を重ねていく中で、微妙な色の変化を楽しめるのが藍製品である。</p> <p>(写真出典：徳島市 HP)</p>
	<p>阿波正藍染しじら織〔国府町〕</p> <p>「阿波正藍染しじら織」は、藍染めした平織りと緯畝織りの混合組織織りの綿織物で、湯もみにより独自のシボを出すのが特徴である。</p> <p>(写真出典：徳島市)</p>
	<p>常楽寺本堂・大師堂〔国府町〕</p> <p>四国八十八か所霊場の第十四番札所。 盛寿山（せいじゅさん）、延命院（えんめいいん）と号す。 宗派は高野山真言宗、本尊は弥勒菩薩（みろくぼさつ）である。</p> <p>四国八十八か所で本尊を弥勒菩薩とするのは本寺だけである。大師堂は本堂の東北に南面して建立されており、江戸後期に遡る本堂と大師堂が残り、近世四国札所の景観を伝えている。</p>
	<p>矢野の古墳〔国府町〕</p> <p>気延山古墳群の1基で、直径約13mの円墳。 徳島市から名西郡石井町にかけての通称「気延山（きのべやま）」から東へ派生する尾根上に位置する横穴式石室をもつ古墳。県指定史跡。</p> <p>阿波国府が置かれる直前の有力豪族の墓として重要な古墳。</p>

 	<p>天狗久旧工房及び製作用具、製品並びに生活関連資料〔国府町〕</p> <p>天狗久（てんぐひさ）は、国府町和田で天狗屋の看板を掲げ、明治・大正・昭和の3時代にわたり活躍した人形師である。</p> <p>平成14年2月には、天狗久3代が使用した人形製作用具及び製品などが国の重要有形民俗文化財に指定されており、館内にはこれらの資料も展示している。</p> <p>阿波の人形芝居の人形は木偶【でこ】と呼ばれ、文楽人形に比べて寸法が大きく、頭の塗りも光沢がある。</p> <p>天狗久（初代）は、明治25年頃にガラス目を考案して人形の写実性を高めるとともに、頭の大型化を図るなどの工夫をし、その後の阿波の木偶に大きな影響を与えた。</p>
 	<p>阿波国分寺跡・阿波国分寺庭園〔国府町〕</p> <p>741年（天平13年）の聖武天皇の勅旨により、尼寺とともに全国に建立された官立寺院である。</p> <p>現在、境内の隅に残る塔心礎は、寺の南西側の「塔ノ本」の字名が残る水田の中から出土したと伝えられるものであり、また周辺地域には東門・西門・中門・坊などの字名が現在も残っている。</p> <p>出土遺物の一部は、徳島市立考古資料館で収蔵・展示公開している。</p> <p>四国八十八か所霊場の第十五番札所。札所寺院としては単に国分寺と呼ぶのが通例である。薬王山（やくおうさん）、金色院（こんじきいん）と号す。宗派は曹洞宗。本尊は薬師如来（やくしによらい）。</p>

2.2 計画条件の整理

2.2.1 上位計画での位置付け

(1) 第4次徳島市総合計画

第4次徳島市総合計画「心おどる水都・とくしま」において、国府は不動、北井上、南井上と合せて、地域別まちづくりの方向性として以下のことが示されている。

- ・ 地域の歴史や文化、水と緑を育むまちづくりを進める。
- ・ 河川環境の保全と整備を促進するとともに、農業、農村環境と居住機能の向上を図る。
- ・ レクリエーション拠点である阿波史跡公園及びその周辺施設の有効利用を地域とともに進める。
- ・ 西、南環状道路の整備を促進するとともに、周辺の環境整備や効果的な土地利用を進め、良好な市街地を形成する。

1 地域別まちづくりの方向性

基本構想で定めた都市基盤整備の基本方針の考え方に基づき、市域を9つの地域に分け、自然環境や都市機能、生活環境などそれぞれの地域特性を生かすとともに、本市の特徴である水と緑の豊かな自然と都市環境が共生するまちづくりを進めます。

川内・応神地域

- 広域交通と水と緑を生かしたまちづくりを進めます。
- 高速道路や東環状道路の整備を促進するとともに、その周辺の環境整備や都市機能の集積を検討し、特色ある都市景観と水辺の景観づくりを進めます。
- 農業、農村環境を保全しつつ適切な市街化を誘導し、田園を生かした魅力ある地域の形成を進めます。
- 細街路の整備による生活環境の向上を図るとともに、地域の安全性を高める防災まちづくりを進めます。

国府・不動・北井上・南井上地域

- 地域の歴史や文化、水と緑を育むまちづくりを進めます。
- 河川環境の保全と整備を促進するとともに、農業、農村環境と居住機能の向上を図ります。
- レクリエーション拠点である阿波史跡公園及びその周辺施設の有効利用を地域とともに進めます。
- 西・南環状道路の整備を促進するとともに、その周辺の環境整備や効果的な土地利用を進め、良好な市街地を形成します。

佐古・加茂・加茂名地域

- 眉山と川に囲まれた緑と水の環境を生かしたまちづくりを進めます。
- 都心と結ぶ幹線道路における効果的な沿道の土地利用や、その周辺環境と調和した景観づくりを進め、地域の代表的な都市空間を形成します。
- 眉山山麓を保全するとともに、公園や神社などを結ぶ緑のネットワークをつくります。
- 河川の水質浄化の促進や河川沿いの環境を生かした水辺空間の充実を図ります。
- 細街路や幹線道路の整備を進め、市街地の利便性や安全性を向上します。

入田・上八万地域

- 緑の里と歴史が息づくまちづくりを進めます。
- 河川環境の保全と整備を促進するとともに、農業、農村環境と居住機能の向上を図ります。
- 植木の盛んな地区や一宮神社、大日寺、一宮城址一体の緑と歴史文化資源を保全し、その環境を生かした地域づくりを進めます。
- 地域の歴史的施設や神山森林公園、総合動植物公園、文化の森総合公園を結ぶ緑のネットワークをつくります。



(2) 徳島市都市計画マスタープラン

都市計画マスタープランにおいて、国府地区は「地域の歴史や文化、癒しを育むまちづくり」をテーマに掲げ、魅力的な都市近郊の田園地帯として、無秩序な市街化を防止し、豊かな田園環境の保全・形成を進めるとともに、阿波史跡公園や四国八十八か所霊場の札所をはじめとする寺社郡等の歴史的資源を活かした癒しを与えることができる個性的な地域を目指すとしている。

4 地域のまちづくり方針

(2) 国府・不動・北井上・南井上地域のまちづくり構想

地域の歴史や文化、癒しを育むまちづくり

魅力的な都市近郊の田園地帯として、無秩序な市街化を防止し、豊かな田園環境の保全・形成を進めるとともに、阿波史跡公園や四国八十八か所の札所をはじめとする寺社群等の歴史的資源を活かした癒しを与えることができる個性的な地域を目指します。

①地域の特徴

本市の北西部に位置し、国道192号、県道徳島引田線及びJR徳島線に沿って市街地が形成されており、近年では県道徳島鴨島線に沿って商業地が集積しています。地域の北側には吉野川、東側には鮎喰川が流れ、豊かな田園地帯が広がっており、幹線道路として徳島南環状線や徳島西環状線の整備が進んでいます。また、四国八十八か所の4つの札所をはじめとする寺社群や伝統工芸であるしじら織や枝豆、フロッコリーなど、豊富な資源や特産物が存在しています。

人口密度は市平均よりやや低く、高齢化率は市平均よりやや高くなっています。

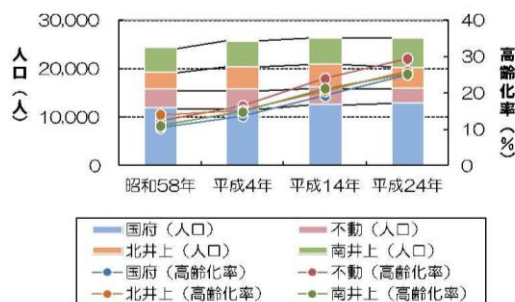
②地域の現状

○人口・世帯数等の状況

(平成24年1月1日時点)

地区名	人口 (人)	世帯数 (世帯)	高齢化率 (%)	面積 (km ²)	人口密度 (人/km ²)
国府	12,876	5,137	25.1	8.88	1,450
不動	3,081	1,381	29.4	6.33	487
北井上	4,322	1,710	26.0	6.11	707
南井上	6,058	2,279	25.2	5.03	1,204
合計	26,337	10,507	25.8	26.35	1,000
徳島市	257,612	113,275	23.5	191.62	1,344

○人口及び高齢化率の推移



2.3 類似施設の状況

2.3.1 徳島県内および近県の類似施設

徳島県内および近県の道の駅および農産物直売所は以下の通りである。

表 2.3 徳島県内および近県の道の駅

	駅名	駐車場(台)	物販 施設	農産物 直売所	飲食 施設	博物館 美術館	体験 施設	宿泊 施設	防災 機能	温泉: ○ 入浴: △ 足湯: □	その他
1 徳	貞光 ゆうゆう館	大 型: 4 台 普通: 72 台 身障者: 3 台	○	○	○						・公園、展望台 ・スポーツ施設 1654 m ²
2 徳	藍ランド うだつ	大 型: 5 台 普通: 39 台 身障者: 1 台	○	○	○	○					・公園
3 徳	どなり	大 型: 5 台 普通: 26 台 身障者: 2 台	○		○		○				・公園、展望台 ・オストメイト対応トイレ ・オムツ替えシート等
4 徳	第九の里	大 型: 10 台 普通: 105 台 身障者: 3 台	○	○	○	○					・公園、展望台 184 m ² ・オストメイト対応トイレ ・オムツ替えシート等
5 徳	温泉の里 神山	大 型: 3 台 普通: 14 台 身障者: 1 台	○	○	○	○					・オムツ替えシート等
6 徳	ひなの里 かつら※	大 型: 3 台 普通: 74 台 身障者: 2 台	○	○	○						・キャンプ場 ・オストメイト対応トイレ ・オムツ替えシート等
7 徳	公方の郷 なかがわ	大 型: 5 台 普通: 77 台 身障者: 2 台	○	○	○						672 m ²
8 徳	わじき	大 型: 3 台 普通: 20 台 身障者: 1 台	○		○						・オムツ替えシート等
9 徳	鷺の里	大 型: 10 台 普通: 150 台 身障者: 3 台	○		○			○		△	・公園、スポーツ施設 ・キャンプ場
10 徳	もみじ川 温泉	大 型: 3 台 普通: 20 台 身障者: 1 台	○		○			○		○△	・公園、キャンプ場 ・コインランドリー ・オムツ替えシート等 ・オストメイト対応トイレ
11 徳	日和佐	大 型: 7 台 普通: 57 台 身障者: 3 台	○	○	○				○	□	
12 徳	穴喰温泉	大 型: 6 台 普通: 89 台 身障者: 1 台	○	○	○			○		○	
13 香	ことなみ	大 型: 5 台 普通: 130 台 身障者: 1 台	○	○	○					△	・オムツ替えシート等
14 香	香南楽湯	大 型: 2 台 普通: 96 台 身障者: 4 台	○	○	○					○	・公園 1312 m ²
15 香	しおのえ	大 型: 2 台 普通: 22 台 身障者: 1 台	○	○							・オムツ替えシート等
16 香	源平の里 むれ	大 型: 12 台 普通: 45 台 身障者: 2 台	○	○	○				○		・公園、展望台 ・オストメイト対応トイレ ・オムツ替えシート等
17 香	ながお	大 型: 4 台 普通: 62 台 身障者: 2 台	○	○	○						・オムツ替えシート等 620 m ²
18 香	みろく	大 型: 4 台 普通: 50 台 身障者: 2 台	○		○						・公園 ・オムツ替えシート等
19 香	津田の松原	大 型: 4 台 普通: 75 台 身障者: 2 台	○		○						・公園、展望台 260 m ²

※隣接する産直の駐車場含む

表 2.4 徳島市県内および近県の農産物直売所

	産直名	取扱い品目					
		駐車場	野菜	果物	鮮魚	加工品	生花
1	JA 徳島市直売所 なっとく市場	20 台	○	○		○	○
2	JA 徳島市 松茂直売所	40 台	○	○		○	○
3	JA 徳島市直売所 十郎兵衛	20 台	○	○		○	○
4	JA 徳島市 ふるさと物産直売所	-	○	○		○	
5	東とくしま みはらしの丘あいさい広場	100 台	○	○		○	○
6	東とくしま とれとれ市公方	84 台	○	○	○	○	○
7	東とくしま よってネ市	-	○	○		○	○
8	JA 名西郡特産品販売所「めぐみの里 石井」	約 9 台	○	○		○	
9	JA 板野郡 JA グリーンいたの東店	約 53 台	○	○		○	○
10	JA 板野郡 JA グリーンいたの西店	50 台	○	○		○	○
11	JA 板野郡 アグリ板野	約 20 台	○	○	○	○	○
12	JA 松茂 ふるさといち	-	○	○		○	
13	JA 徳島北 板東直売所	-	○	○			
14	JA 阿波町 土柱の里	約 4 台	○			○	
15	阿波郡東部農協農産物直売所 JA 夢市場	56 台	○	○		○	○
16	農産物直売所 もぎたて	50 台	○	○		○	○
17	日本一低い山 弁天市	20 台	○	○			○
18	JA かもな ふれあい農産市	50 台	○	○			
19	眉山支所女性部ふれあい市	6 台	○	○			○
20	入田市	20 台	○	○		○	○
21	応神しんせんいち	15 台	○				○
22	JA 一宮火曜市	10 台	○	○		○	○
23	まるなん農産物直売所	15 台	○	○		○	

※加工品は調味料等も含む

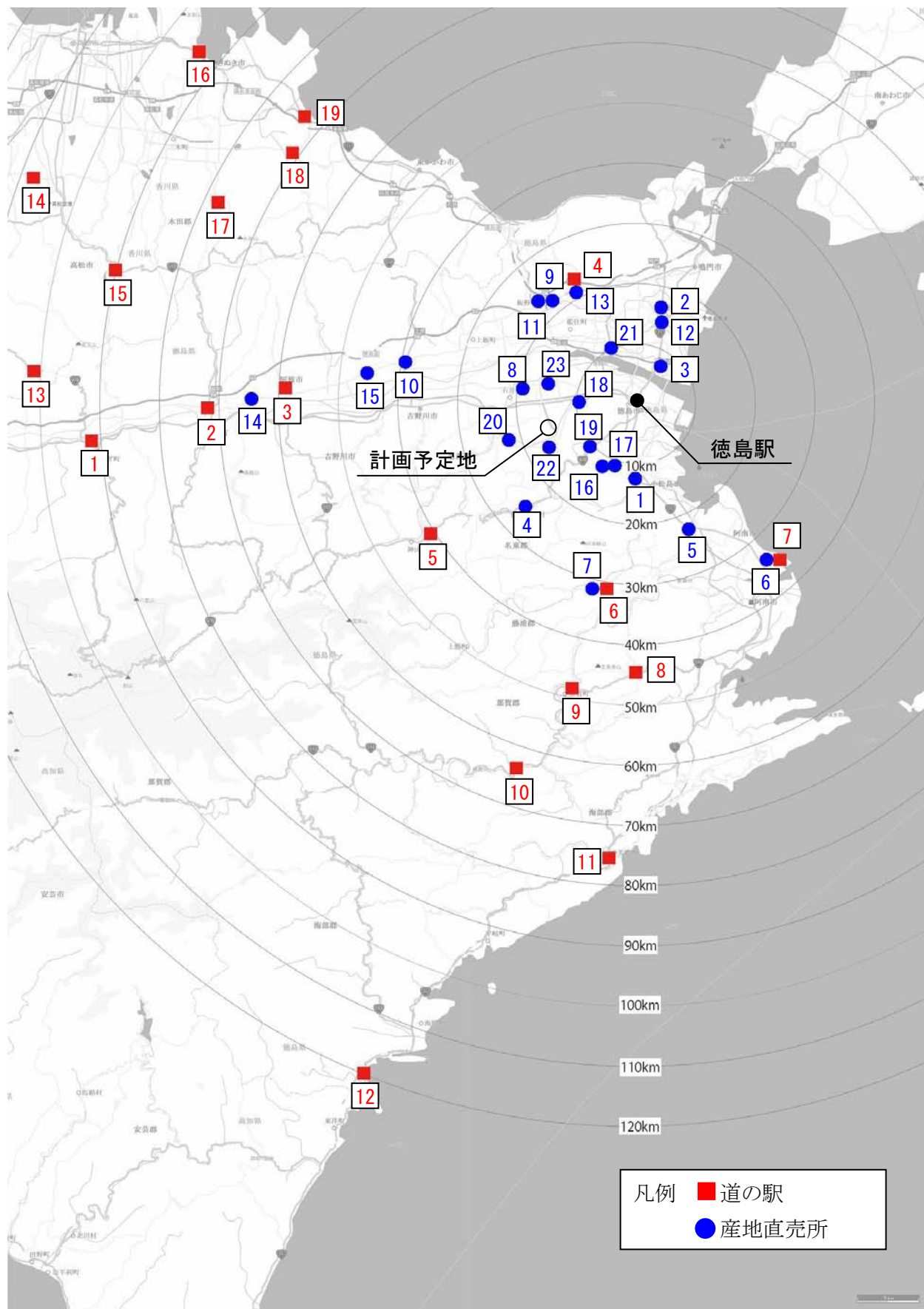


図 2.7 徳島市周辺地域の類似施設分布

2.3.2 計画地周辺の類似施設

計画予定地より半径 30km（自動車で概ね 1 時間以内に移動できる範囲を想定）圏内の「道の駅」及び「農産物直売所」の分布は、道の駅 3 件、産直 20 件であり、消費者の利便性の高い都市部近郊に「農産物直売所」が多数あり、郊外に行くにしたがって「道の駅」が分布している状況がわかる。

今回整備を予定している地域振興施設は、近隣の道の駅から概ね 30km の距離があり、一般道路の休息施設計画要領（案）による休憩施設の設置間隔 25km と比較しても、道の駅の整備に適した場所であることが伺える。

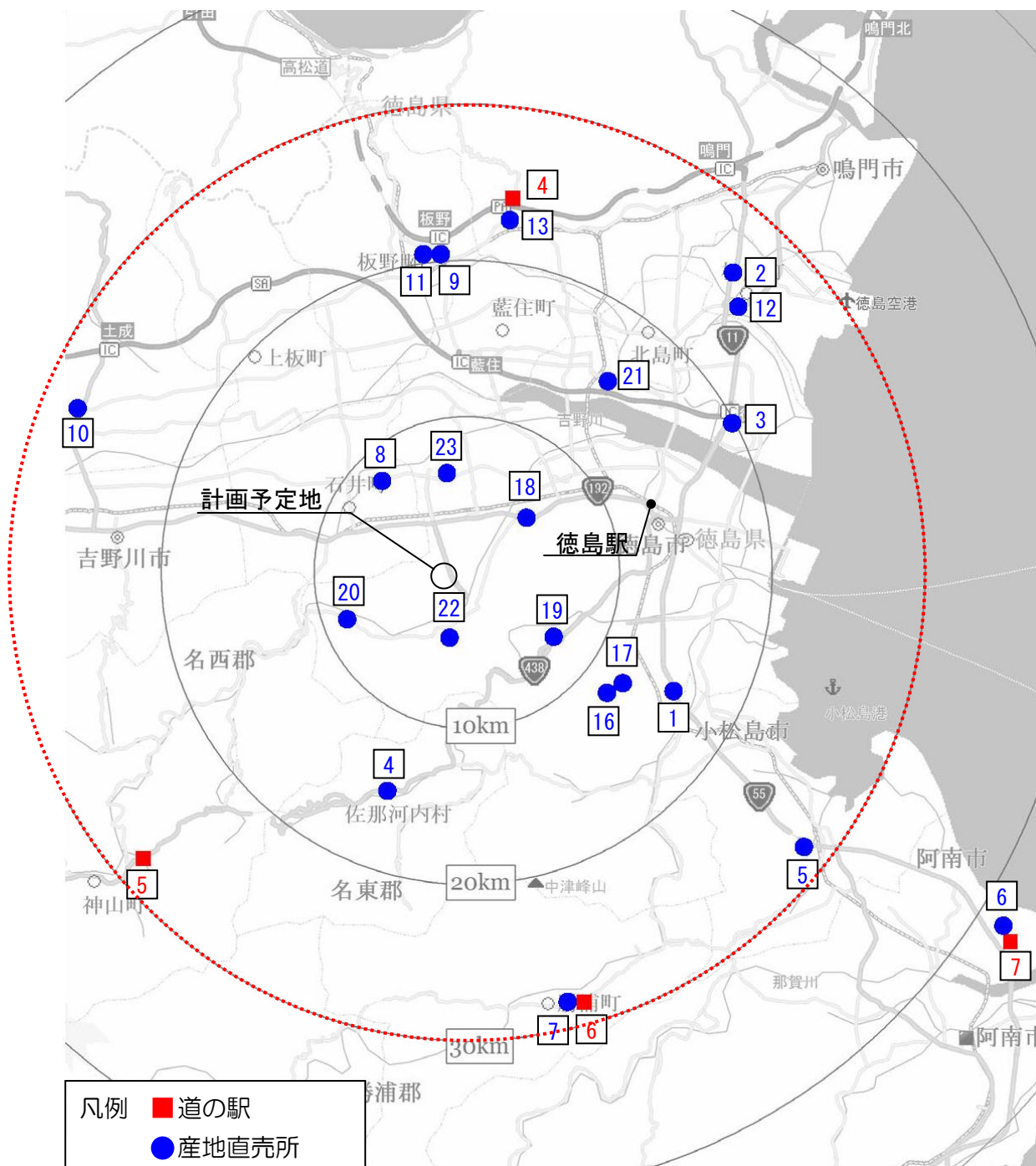


図 2.8 計画地周辺の類似施設分布

2.4 計画条件の設定

2.4.1 導入機能への展開

これまでに整理してきた国府地区および徳島市の現状を踏まえると、「歴史・文化のある観光資源」と「豊かな農作物の恵み」が特色として挙げられ、これらを結びつけ、更なる地域活性化に繋げていくことが、地域振興施設の整備に求められているといえる。

よって、地域振興施設に導入する機能については、以下の点に留意した機能整備を行うものとする。

- ① お遍路をはじめとする地域観光の総合窓口としての機能
- ② 豊かな農作物や地域の特産品を活かした産業振興機能



●お遍路をはじめとする地域観光の総合窓口としての機能

- 誰にでも気軽に利用してもらえるおもてなしの空間、無料休憩施設の整備
- 地域観光資源のパッケージ化によるモデルコースの設定、レンタサイクル等による周遊機能の強化
- 近隣の観光案内やお遍路情報の提供などビジターセンター的役割
- 地域住民と来訪者の交流を促し、様々なイベントにも対応できる交流広場の提供

●豊かな農作物や地域の特産品を活かした産業振興機能

- 地元農家の活躍機会創出と、地域の農作物の良さを理解してもらうための農産物直売所を整備
- 地元農作物を使った地産地消を推進する農家レストランの整備
- 生産者のスキルアップや次世代の後継者獲得のための農業支援研修の充実
- 加工施設の設置による6次産業化への取り組み、徳島オリジナルブランドの創出
- 木工品やしじら織などの特産物を普及・販売する地場産業振興施設の開設
- 周辺農家や地場産業との連携による地域活性化の推進

3 導入機能及び機能配置

3.1 地域振興施設(道の駅)に求められる機能

3.1.1 休憩機能・防災機能

(1) トイレ

24 時間利用可能で利便性の高い誰もが使いやすいトイレを整備する。トイレは施設の印象を左右するほど重要な役割を担っており、清潔なトイレは道の駅に必須となる。

また、誰もが利用できることを前提とするためユニバーサルデザインに配慮し、多目的トイレはオストメイト対応とする。



(2) 駐車場

見通しがよく、ドライバーから駐車可能スペースを認識しやすいレイアウトの駐車場を整備する。駐車が苦手な利用者にも配慮して止めやすいマーキング処理を施すとともに、集客施設の入り込み客にも十分対応できる駐車規模を想定する。

当該施設のバリアフリー化への対応として誰にでも使いやすい駐車場を目指し、車いす利用者用駐車スペースを2台設ける。

また、近年の電気自動車の普及に鑑み、EV 急速充電器を設置したブースを設ける。



(3) 管理施設

地域振興施設(道の駅)を管理・運営するための施設を整備する。また、お遍路、道路通行者、観光客等が気軽に利用できる無料休憩所を設置し、おもてなしの心で来訪者を迎え入れる施設整備を行う。

(4) 屋根付き休憩施設

雨天時においても快適に利用できる屋根付きの屋外休憩施設を整備する。施設利用者やお遍路さんの休憩のほか、屋外での弁当や軽食を気軽に楽しめる空間として整備する。



(5) 防災施設

災害時における道路利用者及び地域住民等の避難施設として利用可能な施設整備を行う。災害発生時の避難所として必要となる情報や、トイレなどの供給機能と災害支援備蓄機能などを検討する。



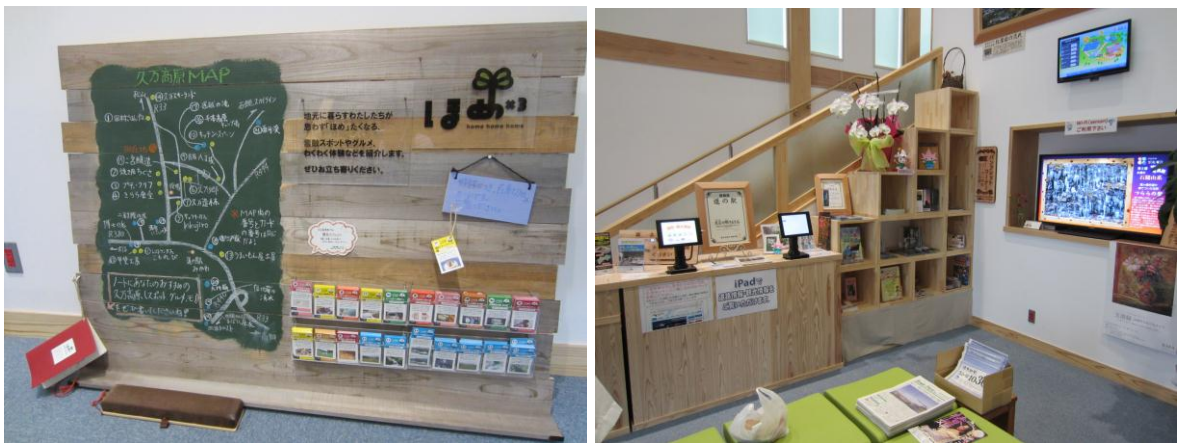
3.1.2 情報発信機能

(1) 地域情報発信センター

地域住民及び都市住民に向けた情報受発信機能を整備し、地域住民と都市住民の交流の場を提供する。お遍路等の周辺施設や地域のイベントの情報紹介（パンフレット）、お土産コンシェルジュや自由に書き込みができる掲示板等の利用者のニーズに合わせた観光案内の施設を整備する。

また、近年の自転車人気を考慮し、道の駅を拠点としたサイクリング利用者を積極的に取り入れるために、近隣の名所めぐりを含めたサイクリングコースの提案を行うなど、新しいサイクリングの楽しみ方を体験できるサイクリストの情報収集拠点としての利用も視野に入れる。

道の駅まで自動車に自転車を積んで来て、道の駅を拠点にサイクリングを行う利用者だけでなく、地道を走ってくるサイクリング客もターゲットとし、自動車以外の道路利用者にとっても、価値のある施設づくりを目指す。



(2) 地域周遊レンタサイクル

山に近い田園景観というサイクリングには最適の立地を活かし、ゆったりした時間の中で地域の魅力を発見してもらうために、レンタサイクル等の観光客が利用しやすい地域周遊を促進するための施設を整備し、人とのふれあい、地域文化とのふれあいに寄与する。



3.1.3 地域の連携機能

(1) 交流広場

企画イベントや、骨董市やフリーマーケットなどの催し物にも対応できる交流広場を設け、道の駅のフレキシブルな利用を提供するとともに、人の集まる施設づくりを目指す。

芝生広場等、子供たちが屋外で自由に遊べる空間を確保し、昔ながらの遊びを体験できるイベントや、市民サークル、地域の小中学生の発表の場など、来訪者と地域の体験交流が可能となる施設運用を目指す。



(2) 農家レストラン(地元食材の飲食施設)

地元農産物を使用した農家料理を提供する農家レストランを設ける。食に対する安全・安心、オーガニック食材への関心の高まりなどを踏まえ、地域住民や観光客に地場産食材の良さを解りやすく伝え、地産地消を啓蒙する施設にするとともに、産地直売所との連携により、効率的な施設運営を目指す。



(3) 農産物直売所・特産物販売施設

今や道の駅の集客の目玉施設となっている農産物直売所を整備し、地域の特産品や新鮮な食材を提供し、地域の農作物の良さを都市住民や観光客に理解してもらうとともに、地域住民の日常的な買い物場として利用されるような施設づくりを目指し、地域産業活性化と安定した収益の確保に努める。



(4) 軽飲食施設(ファーストフード)

レストラン利用以外の方への飲食提供を行う軽食コーナーを整備する。ドライブ中に気軽に食べられるファーストフードや地元食材を使ったソフトクリームやドリンクの提供など特色あるメニューの展開を図る。



(5) 農業支援研修室

バラエティ豊かな農作物を提供するために、生産者のスキルアップを図るための研修施設を整備する。農作物の生産、品質に関する内容や、商品ディスプレイ、販売システム等に関する内容など、専門知識を有する内容をサポートし、生産者のやる気や次世代の担い手の確保に努める。

(6) 加工施設・販売所

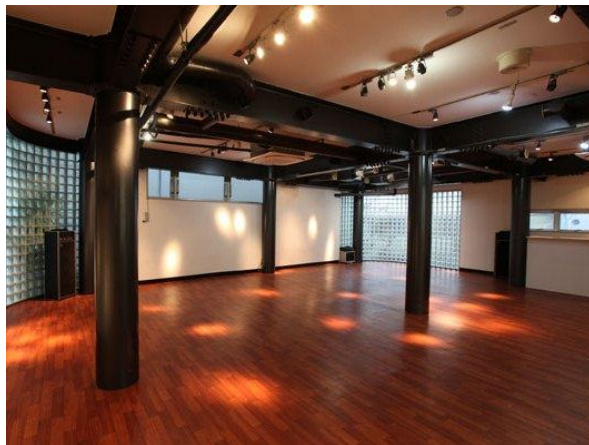
近年の道の駅では、そこでしか買えないオリジナル商品への需要が高まっている。特に観光客は荷物の制約から、野菜や果物の購入が困難であるため、持ち帰りの容易な加工品の購入が中心となる傾向がある。こうした需要に応えるべく、新たな徳島ブランドとなりうる加工品を製造・開発（主に産地直売所・特産物販売施設での販売を想定）するための施設を整備し、農商工が連携して6次産業に取り組むための地域産業活性化拠点を目指す。



(7) 地場産業振興施設

木工や阿波しじら織など地場産業や特産品のPR、普及を目的とした施設を整備する。

市内事業者等による地場産品の展示会や、各種イベントなどの利用も視野に入れた自由度の高い空間構成とする。



3.2 機能配置の検討

3.2.1 機能配置の基本方針

(1) 周辺の自然や田園風景に配慮した施設配置

農家レストランからの風景や利用者が休憩時に国府らしさを感じることが可能な施設配置とする。

(2) 将来の増設スペースを見越した施設配置

特に特産物販売施設や農家レストランにおいては、利用者の増加により施設規模を拡大するケースが多いため、将来の増設に対応可能な施設配置とする。

(3) 駐車場から同程度の距離となる施設配置

駐車場からの移動距離に、大きな差が出ない位置に建物を配置する。

(4) 出入口部の交通安全の確保

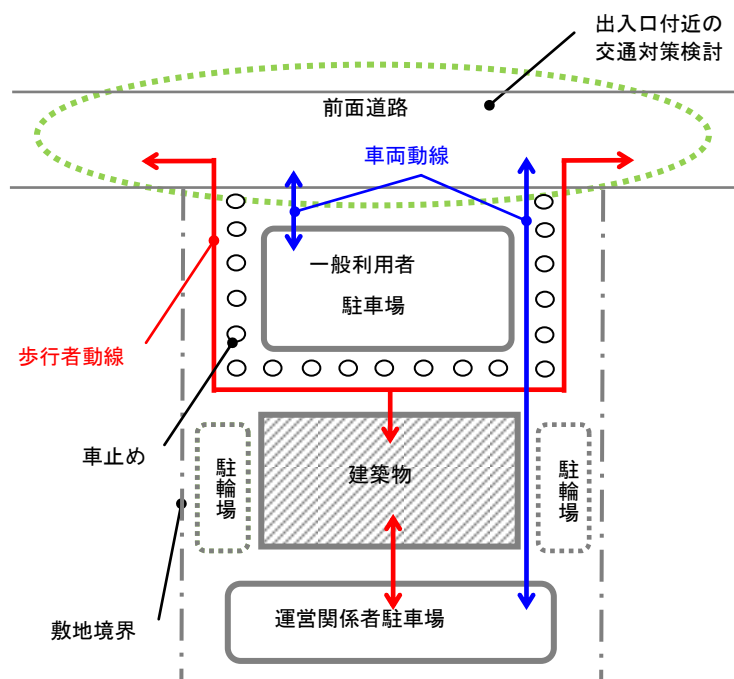
想定以上に利用者が多くなると車両の出入口付近に長い滞留が発生し、道路交通安全上の支障をきたす可能性があるため、出入口付近の交差点の安全対策に留意した配置計画とする。

(5) 歩行者と車両の分離

敷地内では車両と歩行者が複合的に移動するため、歩車分離の明確化が必要である。

(6) 一般利用者と運営関係者の分離

運営スタッフ、出品農家及び加工者等においても、多くの駐車スペースが必要となるため、専用の駐車場を設け、効率化とセキュリティの確保を図る。



4 施設整備計画

4.1 地域振興施設(道の駅)の導入機能

地域振興拠点の施設機能および規模は、以下の通りである。

■休憩機能・防災機能

導入機能	導入施設イメージ		想定規模
トイレ	<ul style="list-style-type: none"> 清潔で利便性が高く、気軽に立ち寄りたくなるトイレ バリアフリー対応に加え、ユニバーサルデザインに配慮し、誰もが使いやすいトイレを整備 		男(小)：10 男(大)：3 女：10 多目的：1
	規模設定の考え方	一般道路の休憩施設計画要領(案)／四国地方整備局より駐車台数に応じて便器数算定	約 200 m ²
駐車場	<ul style="list-style-type: none"> 地元および観光客の利用を想定した駐車場を整備 視認性がよく誰にでも止めやすいレイアウト、バリアフリー対応 電気自動車への対応としてEV急速充電器を設置 		乗用車：89台 (うち車いす使用者用2台) 大型車：6台
	規模設定の考え方	前面道路および施設利用者数より算定した駐車台数に、集客施設利用者分を加算して算定	約 4,000 m ²
管理施設	<ul style="list-style-type: none"> 地域振興拠点を管理・運営するための施設 		事務室、会議室、倉庫等
	規模設定の考え方	管理運営を行うための規模を検討し算定	約 150 m ²
屋根付き休憩施設	<ul style="list-style-type: none"> 雨天時においても多目的に利用可能な屋根付き休憩施設(道路利用者の休憩、軽飲食スペース、イベント観覧等に利用) 		
	規模設定の考え方	想定するテーブル・ベンチ数より規模を算定	約 150 m ²
防災施設	<ul style="list-style-type: none"> 災害時の地域住民および道路利用者の避難施設 物品や燃料保有、非常電源装置等によるバックアップ機能 平時からの防災啓発教育のため、既往災害等の情報発信機能 観光バスの団体客に対して防災施設に設ける会議室を開放し昼食(お弁当)スペースとして活用する 		1F:避難所(会議室)(100 m ²) 2F:物品倉庫(100 m ²)
	規模設定の考え方	備蓄物資の内容、避難所として必要となる規模を検討し算定	約 200 m ²

■情報発信機能

導入機能	導入施設イメージ		想定規模
地域情報発信センター	<ul style="list-style-type: none"> 周辺施設、地域のイベント、観光情報が紹介されているガイド・パンフレットの設置やCATVでの放映 近隣の地域のお遍路情報の提供 地域の紹介や地元団体・サークルの作品等の展示スペース インターネットの活用(WiFi機能の導入等) お土産コンシェルジュや観光ガイド等利用者のニーズに合わせた観光案内 名所めぐりも兼ねたサイクリング・モデルコースの提案 		
	規模設定の考え方	地域・観光情報発信に必要な規模を検討し算定	約 150 m ²
地域周遊レンタサイクル	<ul style="list-style-type: none"> 観光客や都市住民向けに地域周遊を促進するためのレンタサイクルを提供 		
	規模設定の考え方	レンタサイクル施設整備に必要な規模を検討し算定	約 50 m ²

■地域の連携機能

導入機能	導入施設イメージ	想定規模
交流広場	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者が地域の方々の暮らしに触れることができる空間 ・緑豊かな田園・農地や寺社林など国府の特徴ある風景を味わう場所 ・地元の団体、サークル、小・中学生の発表の場 ・地域資源を活かした体験・交流機会の提供 ・芝生広場の整備による子供たちが屋外で楽しめる空間 	
	規模設定の考え方	集客施設面積（産直・特産物販、飲食、加工施設）にイベントによる利用客数の増加を見込み算定
農産物直売所・特産物販売施設	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の特産品や新鮮な食材、また加工工場・共同作業所等で製造された製品などの品数をそろえた施設 ・朝市や夕市を開催するための施設（野菜等農作物の販売施設） ・軽食等の販売施設 	当初：450 m ² + 将来：200 m ²
	規模設定の考え方	出荷農家数、および倉庫・作業場の面積を考慮して算定
農家レストラン （地元食材の飲食施設）	<ul style="list-style-type: none"> ・地元農産物を使用した農家料理を提供する農家レストラン ・産地直売所等との連携により、地産地消を推進しつつ、できるだけ農作物を処分しない仕組みを作る 	当初：300 m ² + 将来：50 m ²
	規模設定の考え方	駐車台数の規模に応じて算定
軽飲食施設 （ファーストフード）	<ul style="list-style-type: none"> ・短時間の休憩利用に配慮した飲食施設 ・席数の制約もなく効率的な運営が可能となる。 	
	規模設定の考え方	軽飲食施設に必要な規模を検討し算定
農業支援研修室	<ul style="list-style-type: none"> ・農作物の生産、品質に関する会員研修等をはじめ、出荷や梱包等に関する研修などを行う施設 	
	規模設定の考え方	研修・会議等に必要な規模を検討し算定
加工施設・加工品販売施設	<ul style="list-style-type: none"> ・これまで地域になかった新たな徳島ブランドとなりうる加工品（地域振興拠点で販売）を製造するための施設 ・地域の特産品によるオリジナル商品の開発・ブランド化 ・地元農林水産物を活用した6次産業化を促進 	
	規模設定の考え方	加工品製造に必要な規模を検討し算定
地場産業振興施設	<ul style="list-style-type: none"> ・木工、阿波しじら織等の地場産業の普及を目的とした施設 ・地場産品の展示販売や、イベント等のスペースとしての利用も視野に入れる 	展示場、倉庫等
	規模設定の考え方	展示会等に必要な規模を検討し算定

4.2 計画交通量の設定

本施設の計画においては国土交通省が整備する徳島南環状道路（高架道路）の出入口が計画されており、交通量の設定においては現在の交通量と徳島南環状道路（高架道路）全線共用時の本線交通量に配慮する必要があり段階的な整備が望ましい。

(1) 現在交通量＝22年交通センサス(徳島市国府町矢野:24時間交通量)による交通量

表 4.1 H22年交通センサス(徳島市国府町矢野)

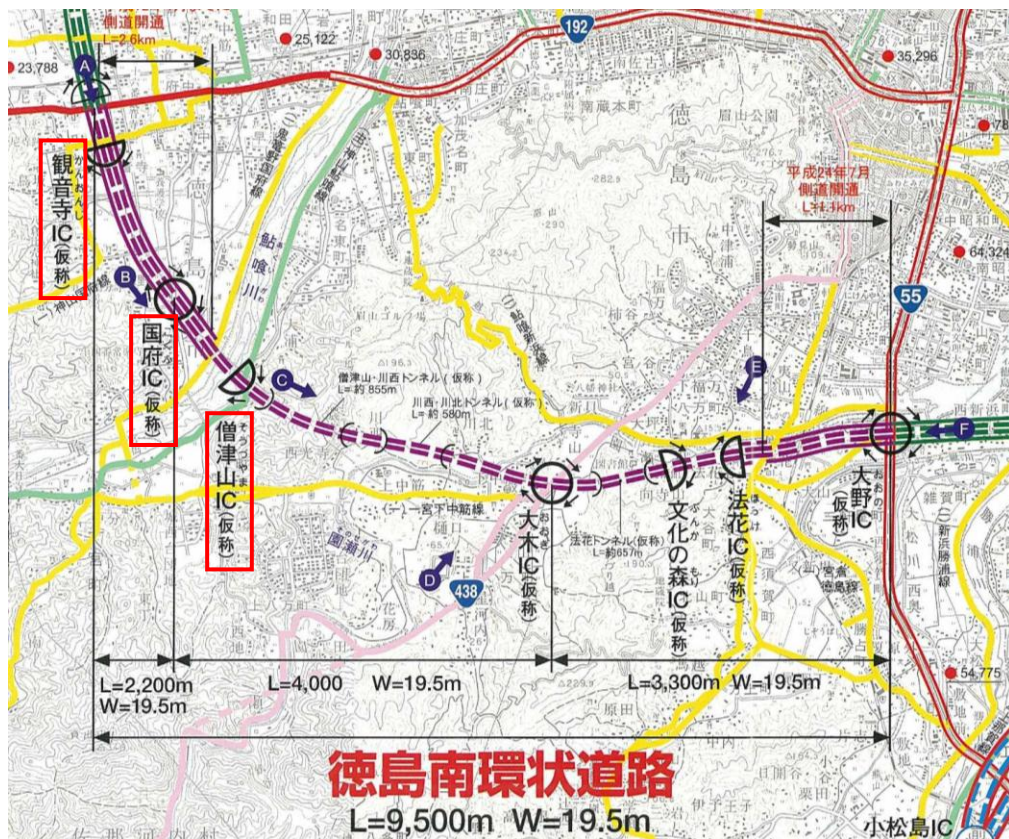
	小型車(台)	大型車(台)	合計(台)
昼間12時間	6,139	537	6,676
24時間 (割合)	8,177 (92%)	702 (8%)	8,879 (100%)

(2) 将来交通量＝徳島南環状道路 全線共用時の本線交通量

国土交通省が整備する徳島南環状道路（高架道路）の出入口が、国府町延命付近に計画されており、全線共用時の本線交通量は以下のように設定されている。

<徳島南環状道路 全線共用時の本線交通量>

- ① R192～観音寺IC 20,000台
- ② 観音寺IC～国府IC 30,400台
- ③ 国府IC～僧津山IC 29,100台



(国土交通省 四国地方整備局 徳島河川国道事務所 徳島南環状道路パンフレットより)

1) 将来交通量の考え方

将来交通量については徳島南環状道路の将来交通量（30,400 台）を用いる。なお、小型車・大型車の割合についてはH22 年交通センサス（徳島市国府町矢野：24 時間交通量）の割合を参考に算出する。

- 小型車：30,400×0.92=27,968（台）
- 大型車：30,400×0.08=2,432（台）

また、大型車のバスおよび貨物車の割合については「設計要領」第六集建築施設編（トイレ規模算出諸要素における車種構成率）を参考にバスを6割、貨物車を4割と仮定する。

- バス：2,432×0.6=1,459（台）
- 貨物車：2,432×0.4=973（台）

表 4.2 「設計要領」第六集建築施設編(トイレ規模算出諸要素における車種構成率)

項目	記号	係数			
		サービスエリア		パーキングエリア	
		一般部都市部	観光部(注1)	ハイウェイ有	ハイウェイ無
駐車台数	P	(注2)			
車種構成率	小型	0.95	0.95	0.94	
	バス	0.03		0.02	0.02
	トラック	0.02	0.02	0.04	0.04
駐車回転率	r	(注3)			
車種別駐車台数	Pa	P×S×r			
平均乗車人員	小型	2.3人		2.1人	
	バス	24人	27人	21人	21人
	トラック	1.3人			
トイレ利用率	u	0.71		0.74	
性別比率	Dm 男	0.52		0.57	
	Df 女	0.48		0.43	
ピーク率	Pm 男	2.2		2.0	1.1
	Pf 女	2.8	2.8	2.3	1.1
便器回転率	Cm 男	90人/h			
	Cf 女	40人/h			
洋式便器設置率	Wm 男	0.8			
	Wf 女	0.8			
便器数	(男・小)Vm1(男・大)Vm2(女)Vf	Vm2=0.3m1			
洗面器回転率	Sm 男	240人/h			
	Sf 女	120人/h			
1人当り面積	(男・小)Um	男・小		3.0㎡	
	(男・大、女)Uf	男・大、女		5.4㎡	
	(男女大型バス)Ulm, Ulf	男女大型バス		8.8㎡	
	(子供用)Uc	子供用		6.1㎡	
	(オストメイト)Uo	オストメイト		9.2㎡	
	(バグコーナー)Up	バグコーナー		2.2㎡	
	(洗面)Us	洗面器		3.0㎡	
	(多機能)Uh	多機能		10.8㎡	

※3 西日本高速道路株式会社に適用する。

2) 将来交通量＝徳島南環状道路 全線供用時の本線交通量

	小型車(台)	バス(台)	貨物車(台)	合計(台)
24時間	27,968	1,459	973	30,400

4.3 休憩機能・防災機能

4.3.1 公衆トイレの規模算出

トイレ規模（必要便器数）の算定についても、駐車台数の算定同様、「一般道路の休憩施設計画要領（案）」の基準に準拠する。

駐車マス数	便器数（器）				合計
	男（小）	男（大）	女	身障者	
46台以上	10	3	10	1	24
45台以下	5	2	5	1	13

◆「一般道路の休憩施設計画要領（案）」による必要便器数

	男（小）	男（大）	女	身障者
便器数	10	3	10	1
合計	24			

(1) 同規模トイレの事例

道の駅「日和佐」の駐車台数は乗用車 57+3=60 台、大型車 7 台であり、「一般道路の休憩施設計画要領（案）」におけるトイレ規模算定において駐車マス数 46 台以上の適用となり、今回計画する地域振興施設のトイレとほぼ同規模となっている。

便器数は男子（小）10、男子（大）3、女子 12、女子トイレ内男児用 1、多目的 2 であり、下屋部分を含む施設面積は約 210 m²（トイレ部分は約 150 m²）となっている。



4.3.2 駐車台数の算出

(1) 道の駅として最低限必要な駐車台数の設定

道の駅として最低限必要となる駐車台数の算定については、「一般道路の休憩施設計画要領(案) / 平成9年(四国地方建設局)」に準拠する。

本計画においては、H22年交通センサス(徳島市国府町矢野:24時間交通量)の交通量を用いて駐車台数を設定する。

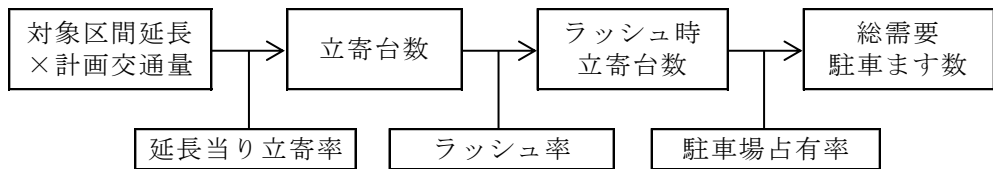
【車種別の立寄率、ラッシュ率、平均駐車時間】

(出典:一般道路の休憩施設計画要領(案))

(2 車線道路の場合)

車種	立寄率	ラッシュ率	駐車場占有率
小型車	0.007	0.10	0.25
大型車	0.008	0.10	0.30

【総需要駐車台数の算定】



$$N = L \times \text{計画交通量} \times \text{立寄率} \times \text{ラッシュ率} \times \text{駐車場占有率}$$

N : 対象区間内の総需要駐車台数(小型車・大型車)

L : 対象区間の延長(対象区間は、25km間隔で休憩施設が整備されているものとし、25kmとする)

計画交通量 : 対象区間の計画日交通量(台/日)

立寄率 : kmあたりの立寄台数(台/日) / 計画交通量(台/日)

ラッシュ率 : ラッシュ時立寄台数(台/日) / 立寄台数(台/日)

駐車場占有率 : 平均駐車時間(台/60分)

名称	用途	利用・使用機能	規模の算定	
			小型車	大型車
駐車台数	[面積算出項目]			
	対象区間の延長(km)	L	25	
	計画交通量	計画日交通量(台/日)	8177	702
	立寄率(%)	km当りの立寄台数 / 計画交通量	0.007	0.008
	ラッシュ率	ラッシュ時の立寄台数 / 立寄台数(台/日)	0.10	0.10
	駐車場占有率	平均駐車時間(台/h)	0.25	0.3
	駐車台数		36	5
		計 41台		

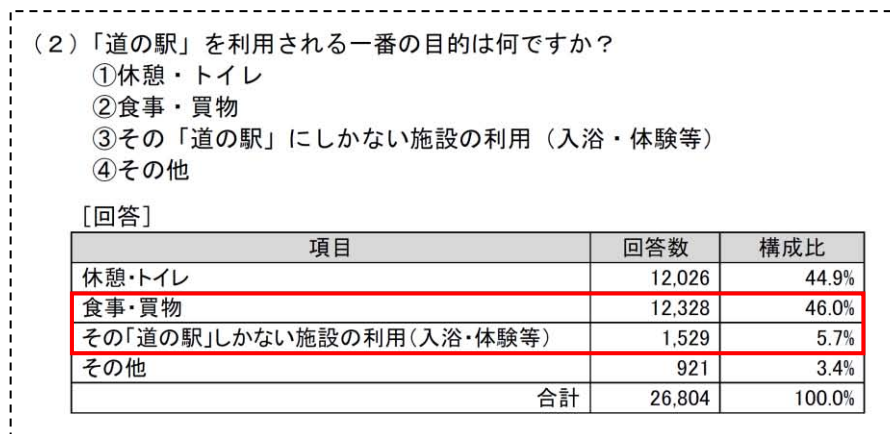
◆ 「一般道路の休憩施設計画要領(案)」による駐車台数

計画交通量	小型車	大型車	合計
8,879台/日	36台	5台	41台

(2) 集客施設を加味した駐車台数の設定

「一般道路の休憩施設計画要領（案）」による駐車台数の中には、トイレや休憩施設の利用者を対象とした駐車台数は含まれているが、産地直売所やレストランなどの集客施設の利用を考慮した駐車台数は加味されていないことから、道の駅における集客施設利用分を加算する必要がある。

JAF（社団法人 日本自動車連盟）による道の駅に関するアンケート結果によると、道の駅を利用される一番の目的として、「食事・買物」「その道の駅にしかない施設の利用」という回答が51.7%を占めていることから、道の駅利用者の約半数は食事や買物目当ての集客施設利用者と考えられる。



出典：JAF 道の駅に関するアンケート結

ここで、集客施設の利用実態を踏まえると、午前中は産地直売所の利用者が多く、昼食時から夕方にかけてレストランが利用されることから、集客施設のうち最も面積が大きく、収容人員も多い産地直売所が満員時に必要な駐車台数の加算を行うこととする。

1) 産地直売所の集客人数

産地直売所の売場面積は 300 m²であることから、施設満員時の密度を百貨店の一般売り場程度 (0.8 人/m²) と想定すると、300 m²×0.8 人/m²=240 人となる。

よって、集客施設利用者の駐車台数の算定においては、この 240 人を収容できる駐車スペースが必要となる。

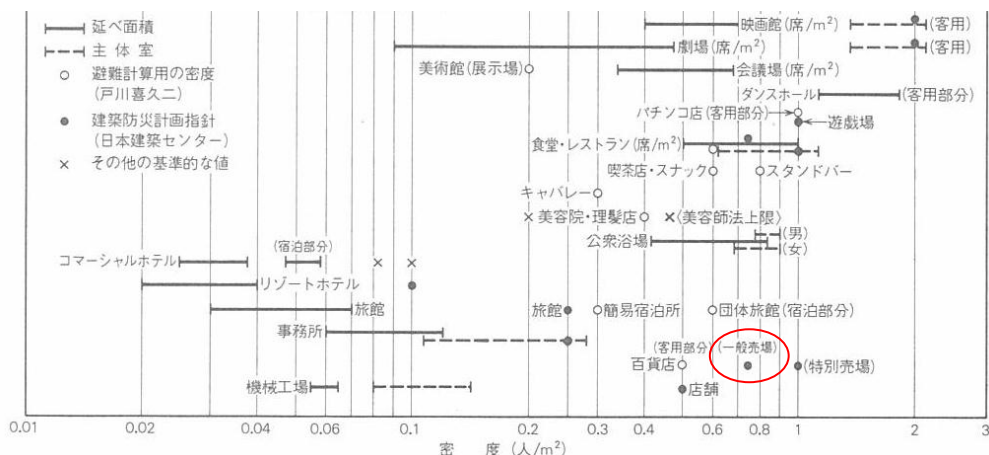


図 4.1 施設別人口密度(出典:建築資料集成_空間単位 I_P57)

2) 休憩・トイレ利用者のうち、集客施設も利用される人数

JAF のアンケート結果より、道の駅利用者の約半数が集客施設の利用であることを考慮すると、休憩・トイレ利用者のうち、集客施設を利用される人数は以下の通りとなる。

- ・ 小型：36台×1/2=18台 18台×2.3人/台^{*}=41.4人≒42人
- ・ 大型：5台×1/2=2.5台 2.5台×27人/台^{*}=67.5人≒68人

※西日本高速道路（株）「設計要領（第六集）」による標準値

42人+68人=110人が集客施設利用と想定される。

3) 集客施設利用者に必要な駐車台数

1) および 2) より、240人-110人=130人が、集客施設利用者として駐車台数に加味されていない人数ということになる。

この130人のうち、小型車利用と大型車利用の割合はH22年交通センサスによる割合と同じと考え、小型車92%、大型車8%とすると、必要な駐車台数はそれぞれ以下のように算定される。

小型：130人×92%=120人 120人÷2.3人/台=52.2台≒53台

大型：130人×8%=10人 10人÷27人/台=0.37台≒1台

4) 地域振興施設（道の駅）に必要な駐車台数

地域振興施設（道の駅）に必要な駐車台数は、「一般道路の休憩施設計画要領（案）」による「駐車台数」と「集客施設利用者に必要な駐車台数」の和による。

また、車いす使用者用の駐車ますの設置数については、全駐車台数が200台以下であることから、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」に基づき駐車台数の1/50以上とし、95台×1/50=1.9≒2台を確保する。

◆地域振興施設（道の駅）全体として必要な駐車台数

小型車（乗用車）	大型車	合計
36+53=89	5+1=6	89+6=95
89台（うち車いす用2台）	6台	95台

(3) 将来的に必要となる可能性のある駐車台数(高速道路 SA 相当の駐車台数)

徳島南環状道路が全線供用された際の計画交通量は観音寺 IC～国府 IC 間で 30,400 台となっており、これに応じた駐車台数を将来的に必要となる駐車台数として試算する。

駐車台数の試算においては、高速道路のサービスエリア (SA) の駐車台数算定の基準である西日本高速道路 (株) 「設計要領 (第四集)」による算式を用いて試算する。

◆ 「設計要領 (第四集)」による駐車台数 (将来計画)

計画交通量	小型車	大型車	合計
30,400 台/日	143 台	26 台	169 台

【車種別の立寄率、ラッシュ率、平均駐車時間】(出典:「設計要領(第四集)」)

施設の種類の	車種	立寄率	ラッシュ率	平均駐車時間
サービスエリア	小型車	0.175	0.10	25(2.4回/h)
	大型バス	0.25	0.25	20(3回/h)
	大型貨物車	0.125	0.075	30(2回/h)
パーキングエリア	小型車	0.10	0.10	15(4回/h)
	大型バス	0.10	0.25	15(4回/h)
	大型貨物車	0.125	0.10	20(3回/h)

【総需要駐車台数の算定】

駐車台数 (片側) : 片側設計交通量 × 立寄率 × $\frac{\text{ラッシュ率}}{\text{回転率}}$

片側設計交通量(台/日) 開通10年後の年間365日のうち上位から10%
すなわち35番目程度の交通量を考える

$$= (\text{休日サービス係数}) \times (\text{開通10年後計画日交通量}) \times \frac{1}{2}$$

休日サービス係数 : 平均日交通量から年間365日のうち35番目程度の交通量を求める係数

立寄率 : 立寄台数 (台/日) / 本線交通量 (台/日)

ラッシュ率 : ラッシュ時立寄台数 (台/時) / 立寄台数 (台/日)

回転率 : 1 (時) / 平均駐車時間 (時)

名称	用途	利用・使用機能	規模の算定		
			小型車	バス	貨物車
駐車台数	[面積算出項目]				
	開通10年後計画日交通量		27968	1459	973
	片側設計交通量	(休日サービス係数) × (開通10年後計画日交通量) × 0.5	19577.6	1021.3	681.1
	休日サービス係数 (Q = 年平均日交通量 両方向: 台/日)	0 < Q ≤ 25,000		1.4	
		25,000 < Q ≤ 50,000		1.65 - Q × 10 ⁻⁵	
		50,000 < Q		1.15	
	立寄率	立寄台数 (台/日) / 本線交通量 (台/日)	0.175	0.25	0.125
	ラッシュ率	ラッシュ時立寄台数 (台/時) / 立寄台数 (台/日)	0.10	0.25	0.075
	回転率	1 (時) / 平均駐車時間 (時)	2.4	3.0	2
	駐車台数		143	22	4
			計 169台		

4.3.3 管理施設

管理事務所の施設規模については、西日本高速道路（株）「設計要領（第四集）」を参考に試算する。管理事務所の利用人員については20名程度を想定して算出する。

◆「設計要領（第四集）」による管理施設面積

計画交通量	事務室	会議室	更衣室	倉庫
面積 (㎡)	70	50	20	10
合計 (㎡)	150			

(1) 事務室

従業員×3.3㎡/人

20人×3.3=66㎡（25人程度を想定）⇒70㎡

(2) 会議室

従業員×1.2㎡/人+別途20㎡の小会議室 20人×1.2+20=44 ⇒ 50㎡

(3) 更衣室

0.45×20=9+5（女子更衣室）=14⇒20㎡

(4) 倉庫

事務室×0.13 70×0.13=9.1 ⇒ 10㎡

室名	基準
会議室	1.2㎡/人(全社員+収容外注会社数×1名) (注)別に20.0㎡の小会議室を設ける
用務員室	16.5㎡(和室)
更衣室	0.45㎡/人×全社員 女子は別に設ける。
事務用倉庫	事務室(応接を含まず)×0.13㎡ 最低9.9㎡

4.3.4 防災施設

災害時の地域住民および道路利用者の避難所として防災施設を設ける。施設規模については備蓄物資および避難所としての利用を想定し、各100㎡程度の計200㎡を確保している。なお、主な導入設備は以下の設備を予定している。

導入機能	導入施設イメージ
非常用便所	・使用水量を削減し、被災期間中にも利用可能な便所の設置
シャワー設備	・避難住民が1日に1回程度シャワー利用ができる設備
非常用電源設備	・商用電力供給が断絶しても被災期間中の電力を供給に配慮
再生エネルギー設備	・非常用電源設備では供給できない設備への電源供給

4.3.5 屋根付き休憩施設

雨天時においても多目的に利用可能な屋根付き休憩施設を設ける。道路利用者の休憩、軽飲食スペース、イベント観覧等にも利用可能なものとし、施設規模については設置するテーブル数およびベンチ数を考慮し、150㎡程度と想定する。〔約10㎡（4人テーブル）×15程度〕

4.4 情報発信機能

4.4.1 地域情報発信センター

周辺の観光施設やお遍路情報、地域のイベント情報等の発信を行うために地域情報センターを施設エントランスと一体的に整備する。掲示板等の利用を考慮し、利用可能な壁面長を15m程度確保することを想定し、 $15\text{m} \times 10\text{m} = 150\text{m}^2$ 程度の床面積を確保する。

4.4.2 地域周遊レンタサイクル

観光客や都市住民向けに地域周遊を促進するためのレンタサイクルを提供できる施設を設ける。施設規模については、阿波踊り会館の利用客数やレンタサイクル施設整備を参考にして、同等規模である約 50m^2 を想定する。

4.5 地域の連携機能

4.5.1 交流広場

交流広場の施設規模については、集客施設面積（産直・特産物販、飲食、加工施設）に以下のようなイベントによる利用客数の増加を見込み約 500m^2 程度を想定している。

- ・利用者が地域の方々の暮らしに触れることができる空間
- ・緑豊かな田園・農地や寺社林など国府の特徴ある風景を味わう場所
- ・地元の団体、サークル、小・中学生の発表の場
- ・若者に地域の魅力を体験する機会の提供

4.5.2 農産物直売所・特産物販売施設

農産物直売所の施設規模算出においては、売場面積は1農家あたり 1m^2 程度として算出する。出荷農家数の算定は西部地域の農家構成の内、専業農家が全て出荷した場合においても対応可能な規模を確保し、300農家と設定する。また、その他売場以外の面積（資材倉庫や生産者の作業場）は売場面積の50%程度を確保するものとし、 150m^2 と想定する。

以上より、建設時の売場面積は 300m^2 、売場以外の面積 150m^2 の合計 450m^2 とする。また、将来の出荷者の増加に配慮し、 200m^2 程度の増設スペースを設ける。

◆西部地域における農家構成

	農家数
専業	309戸
第1種兼業	161戸
第2種兼業	393戸

出典：徳島市HPより

◆整備本道の駅における直売所の規模

	直売所面積 (m^2)
売場面積	300
資材倉庫・作業場	150
【建設時の合計面積】	【450】
将来増築スペース	200
【将来増設後の合計面積】	【650】

4.5.3 農家レストランの規模算出

農家レストランについては、西日本高速道路（株）「設計要領（第六集）」を参考に駐車台数に基づく施設面積の試算より、当初 300 m²+将来増築 50 m²=約 350 m²と想定する。

◆「設計要領（第六集）」による農家レストラン算出面積

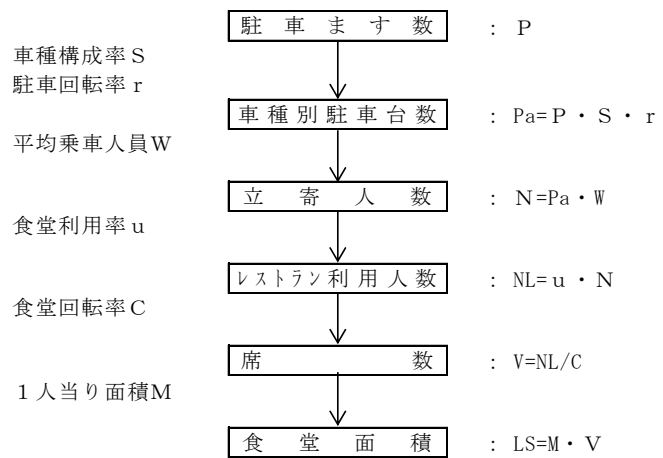
	レストラン
合計 (m ²)	350 (当初 300 m ² +将来増築 50 m ²)

1) レストラン規模の算出

レストランの規模は駐車場の規模に対応したものとし、客席、厨房、その他付属室によって決定する。

規模算出に用いる各種諸係数については、西日本高速道路（株）「設計要領（第六集）」の標準値とし、小型車と大型車の車種構成率 S については H22 年交通センサスの割合を用いることとする。

【レストラン規模算出諸要素、フローチャート】



名称	用途	利用・使用機能	規模の算定		
			小型車	バス	貨物車
	[面積算出項目]				
	駐車台数	P(台)	89	4	2
	車種構成率	S	0.92	0.05	0.03
	駐車回転数	r (回/h)	2.4	3	2
	車種別駐車台数	Pa = P × S × r (台/h)	196.512	0.6	0.12
	車種別乗車人員	W (人/台)	2.3	27.0	1.3
	立寄人数	N = Pa × W (人/h)	451.978	16.2	0.156
	レストラン利用率	U	0.3	0.1	0.3
	レストラン利用人員	NL = Σ N × U (人/h)	137		
	レストラン回転率	C (人/h)	2.4		
	席数	V = NL / C (席)	58		
	1人当たり面積	M (m ²)	1.6		
	レストラン面積	LS = M × V (m ²)	93		
	厨房面積	LS × 0.4 (m ²)	37.2		
	その他付属室	LS × 1.8 (m ²)	167.4		
	将来客席増築用	LS × 0.5 (m ²)	46.5		
			計 344.1 m ²		

当初建設時の席数は 60 席であるが、将来増築時 (350 m²) の席数は 90 席となり、観光バスの定員を 45 名とすると、2 台分の人員の受け入れが可能となる。

4.5.4 軽飲食施設(ファーストフード)

短時間の休憩利用に配慮した飲食施設を設ける。軽飲食施設においては、席数の制約がなく効率的な運営が期待できる。調理場は概ね 10~20 名程度の従業員の配置を想定し、約 100 m²の施設規模を確保している。(5.0~10.0 m²/人) 本施設については、テナントとしての運営や複数の店舗に分割して運営する等の整備も考えられる。

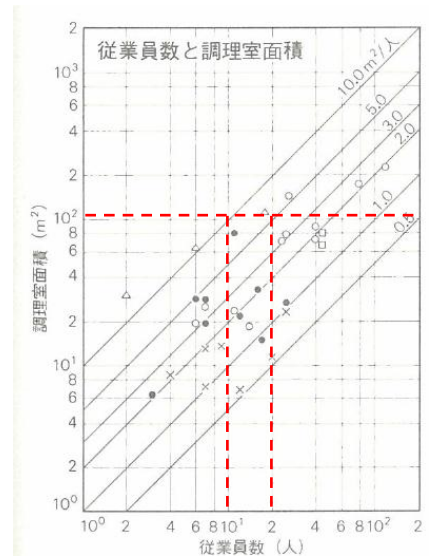


図 4.2 調理面積と従業員数・建築延べ面積(出典:建築資料集成_空間単位 I_P153)

4.5.5 農業支援研修施設

農作物の生産、品質に関する会員研修等をはじめ、出荷や梱包等に関する研修などを行う施設として約 100 m²を確保する。(40 人程度/回の研修を想定)

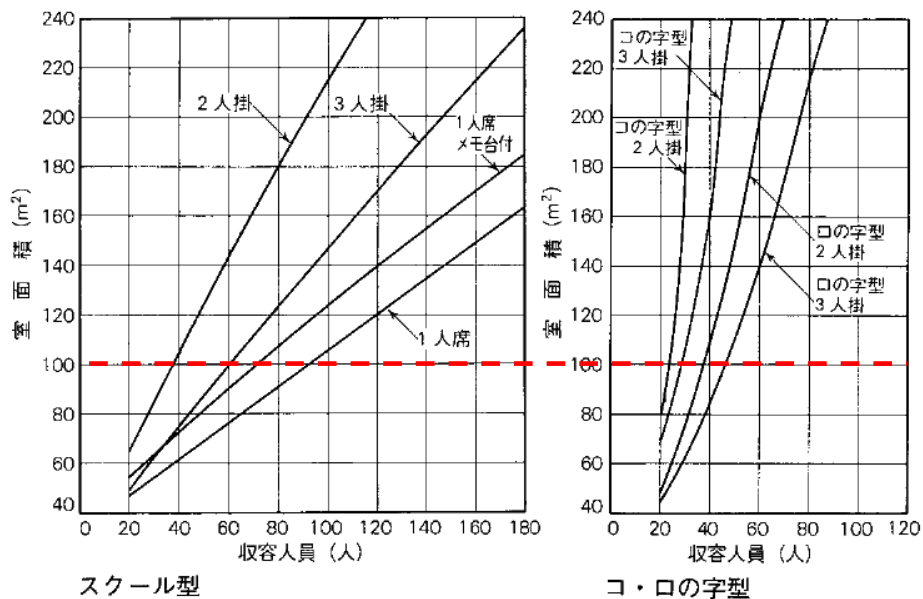


図 4.3 会議のレイアウト別収容人員(出典:建築資料集成_空間単位 II_P13)

4.5.6 加工施設・加工品販売施設

地元農林水産物を活用した6次産業化を促進するとともに、これまでになかった新たな国府ブランドとなりうる加工品を製造・販売するための施設を整備する。

加工場の従業員については10名程度(5.0 m²/人)を想定し、約50 m²の規模を確保する。また加工品の販売面積については、加工場に対して2倍程度の販売面積を設定し、計150 m²の施設規模を確保する。

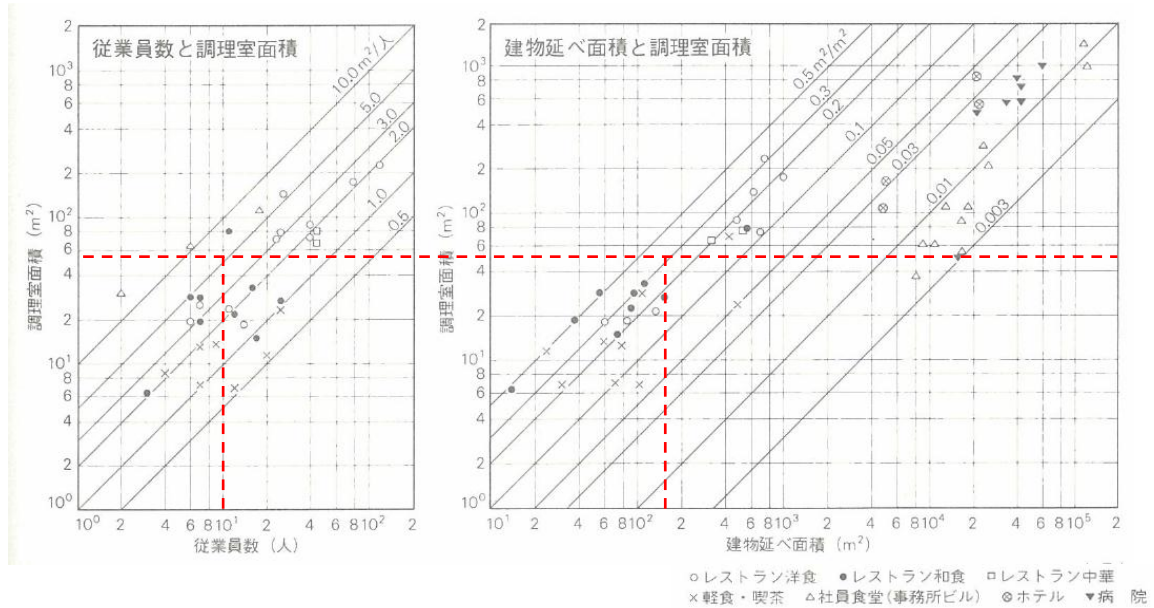


図 4.4 調理面積と従業員数・建築延べ面積 (出典：建築資料集成_空間単位 I_P153)

4.5.7 地場産業振興施設

地場産品の普及を目的とした施設で、地場産品の展示販売やイベント等のスペースとしての利用も視野に入れる。展示会等に必要となる規模及び倉庫等の附帯施設を含め、約1,000 m²とする。

5 整備・運営手法

5.1 事業手法の選定

公共施設の建設に係る事業手法としては、大別して①従来方式、②DB方式、③PFI方式の3つが挙げられる。

今回の計画においては、実績も多く、市の施策反映が容易な事業手法である従来方式により施設整備を行うものとする。

(1) 従来方式

- ・ 従来からある公共施設の事業手法で、市は設計、建設、維持管理、運営の個別業務毎に民間企業と契約を締結する方式。
- ・ 建設資金については、市が一般財源、起債、補助申請により資金調達を行う。

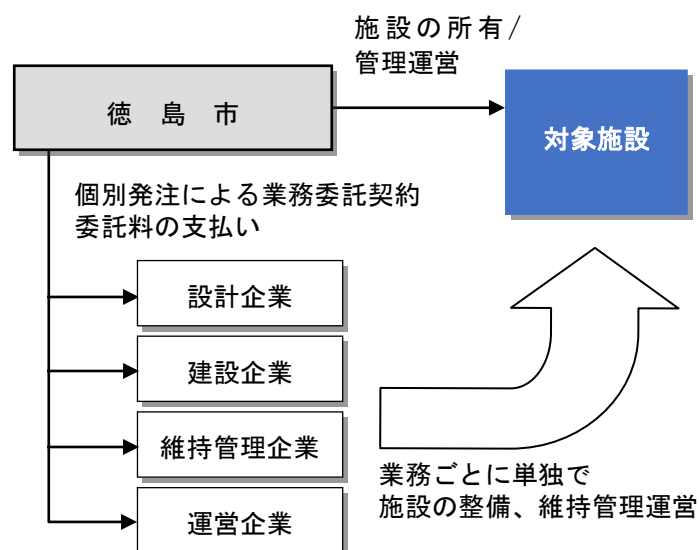
(2) DB方式

- ・ 民間事業者が設計、建設を実施し、維持管理、運営を別の民間事業者が実施する方式。
- ・ 市と民間事業者との間で設計工事の契約を締結し、施設の竣工までに、別の民間事業者と維持管理委託契約を締結する。
- ・ 建設資金については、市が一般財源、起債、補助申請により資金調達を行う。

(3) PFI方式

- ・ 市と民間事業者との間でPFI事業契約を締結し、民間事業者が設計、建設、維持管理、運営を一体的に実施する方式。
- ・ 建設資金については、民間事業者が資金調達を行い、市は割賦により支払う。

■従来方式の事業スキーム



【特徴】

- ・ 各業務を個別発注することにより、地元企業の受注機会の創出が可能。
- ・ 市が個別業務毎に民間企業と契約を締結することから、市の施策反映が容易。

5.2 管理運営手法の選定

公共施設の運営形態としては、大別して①徳島市の直営、②第三セクター、③指定管理者、④PFI・PPPの4つが考えられる。今回の計画においては、民間ノウハウを活かし、効果的、かつ効率的な施設運営が期待される指定管理者方式により施設の管理運営を行うものとする。

(1) 直営方式

市が直接管理運営を行う方法。トイレの維持管理やレストラン・販売施設の運営など、施設毎に業務委託またはテナント方式をとる場合が多い。

(2) 第三セクター方式

かつての民活の代表的手法。地方自治法の改正、運営効率化の課題等から、現在は指定管理者制度へ移行しつつある。

(3) 指定管理者方式

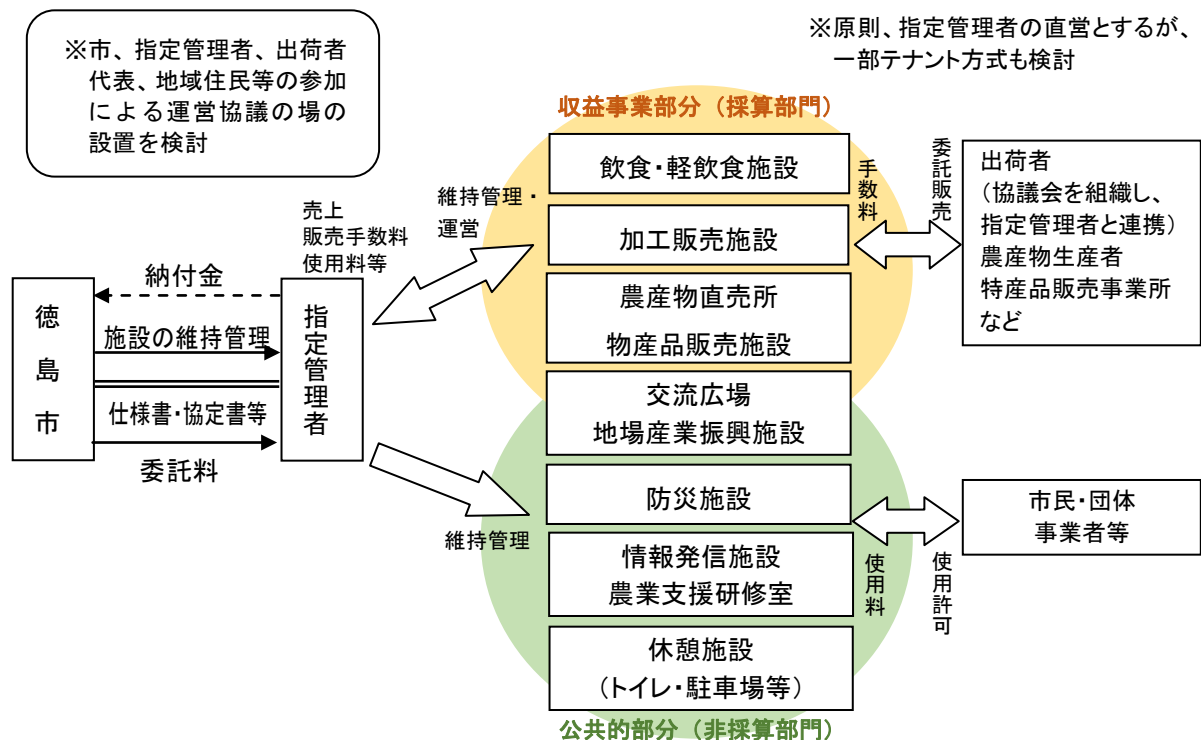
施設の管理運営を公共的団体（第三セクター等）または民間事業者等に委ねる方法。

レストラン・販売施設はテナント方式による場合もある。「指定管理者制度」は「官から民へ」という構造改革路線に基づき「公的施設の管理運営」を「民」の団体にも広く委任できる。

(4) PFI・PPP方式

施設の建設から運営までを民間事業者が行う方法。公共投資を出来るだけ抑制しながら、社会資本の整備を促進する有効な手段として民間活力を活用する事業手法である。

■指定管理者方式の運営スキーム



5.3 事業の実施に向けた課題の整理

事業の実施に向けての課題は、基本計画から基本設計・実施設計に向け、実施する事業内容を確定する具現化の検討である。実施事業の確定やそれらを運営するシステムづくりなどの協議が必要となる。

(1) 施設運営準備組織の組成

具体的な施設計画に向けて、実際に施設運営に関わる可能性のある関係者により構成された組織を立ち上げ、運営側から求める内容を施設計画や設計に反映する必要がある。

また、スムーズな開業、施設運営を実現させる上でも、当事業の中心となって施設運営を牽引していく組織づくりが必要である。

(2) 実施運営面の協議

事業を健全に運営していくシステムや体制づくり、事業の採算性の検討、実施の手順、各部門の役割や担当、公益と収益の分担など、実際の事業運営を想定した協議が必要。

また、実施する事業に必要な地域資源の確保や、活用可能なノウハウ、外部からの人材導入の要否などの実態を調査し、実施する事業の確定に向けた協議が必要。

(3) 事業参加者との協議・サポート

事業参加者からなる出荷者協議会を設置し、道の駅管理者との連携のもとで研修等を行いながら、安心・安全な産品づくりを実施する必要がある。また、ノウハウのない分野に関する専門家や外部協力者へのサポート要請など、事業参加者をバックアップする体制を構築する必要がある。

(4) その他

実施する事業の理念に基づき、関連する専門家、実務者、デザイナー等に助言や協力支援、指導をうけることも重要である。また、施設建設、開業許可等、関係機関、官庁との事前の協議・確認や使用する機器備品等の意見交換が必要である。

【参考】産地直売所運営における取り組み事例

1) 開店までに取り組む内容

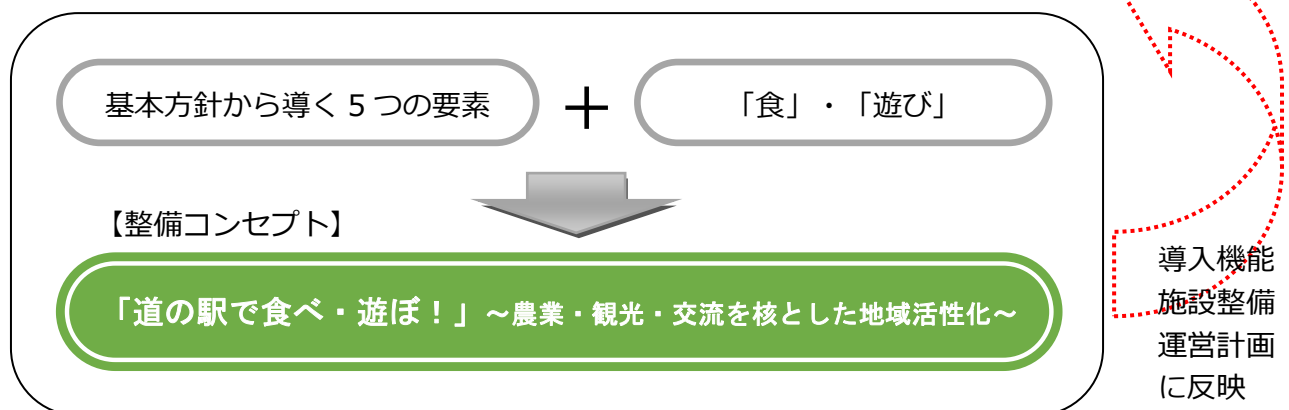
- ① 出荷者の組織化(生産者協議会)の設立
- ② 農産物等集出荷システムの構築(出荷者の確保)
- ③ 出荷者と運営者側による開店に向けた協議
- ④ 生産者協議会規約の整備(活動の要点や取り決め等のルールづくり)
- ⑤ 取扱商品の選定及び納品・陳列に関する取り決め

2) 開店前から開店後も継続して取り組む内容

- ① 協力農家への普及活動及び研修等の実施
- ② 農産物の栽培計画(取り扱い種類の増加)
- ③ 生産者のスキルアップ対策
- ④ 農産物栽培履歴の記帳整備
- ⑤ 現在製造されている加工品のレベルアップ研修等

■整備コンセプト・導入機能の整理

1章 基本方針		3章 導入機能		
基本方針	5つの要素	休憩・防災機能	情報発信機能	地域連携機能
① おもてなしの心で誰もが安心して利用できる快適な施設の実現	おもてなしの空間整備	<ul style="list-style-type: none"> ・トイレ ・駐車場 ・屋根付広場 ・防災施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域情報発信センター 	<ul style="list-style-type: none"> ・農家レストラン ・軽飲食施設
② 地域住民が積極的に参画できる地域産業の活性化・振興拠点の整備	地域の活性化賑わいの創出	<ul style="list-style-type: none"> ・管理施設 ・屋根付広場 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域情報発信センター ・地域周遊レンタサイクル 	<ul style="list-style-type: none"> ・交流広場 ・農業支援研修室
	農作物の恵みを通じた交流			<ul style="list-style-type: none"> ・農産物直売所 ・農家レストラン ・軽飲食施設 ・農業支援研修室
③ 地域の情報提供、観光資源を最大限に活かした都市住民との交流の場の実現	気付き・学びの場			<ul style="list-style-type: none"> ・交流広場 ・地域産業振興施設 ・農業支援研修室
	新たな観光スポットの創出		<ul style="list-style-type: none"> ・地域情報発信センター ・地域周遊レンタサイクル 	<ul style="list-style-type: none"> ・交流広場 ・地域産業振興施設
④ 長期にわたり、安定的に運営できる事業スキームの検討・実践		<div style="border: 2px solid black; padding: 10px;"> <p>【自立できる施設を目指したソフト面の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民が日常的に利用可能となる施設 ・定期的なイベントの開催 ・豊富かつ質の高い農作物を提供するための出荷者への研修 等 </div>		



■事業実施スケジュール

本事業の実施スケジュールは以下の通りである。

項目		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
調査・設計	測量・地質調査	■				地域振興施設供用開始
	基本設計	■				
	実施設計		■			
	各種許可申請		■			
建設工事	基盤整備工事			■		
	建築物等施設工事			■	■	
	駐車場整備工事				■	
運営	運営準備組織ワーキング	■	■	■	■	

■想定される主な支援メニュー

現時点において利活用が可能と考えられる主な補助金等は以下のとおりである。

本施設の整備の具体的な内容が決まった時点で要件の適用等を確認し、どの支援メニューを活用するか検討を行う必要がある。

省庁	名称	概要	補助率
総務省	地域経済循環創造事業交付金	地域資源を活かした先進的で持続可能な事業化の取組を促進し、地域での経済循環を創造するため、事業化を前提に事業関係者の調整・支援を行う地方公共団体に対して、民間事業者等が事業化段階で必要となる経費についての助成を行うための交付金を交付する。	1事業あたり5,000万円を超えないものとする。
農林水産省	都市農村共生・対流総合対策交付金	都市と農山漁村の共生・対流を広域的に推進するため、全国及び都道府県単位で人と情報のネットワークを構築し、関係省庁の連携の下、都市と農山漁村のニーズのマッチング、アドバイザー等の派遣、情報の受発信等の取組を支援する。	定額
農林水産省	農山漁村地域整備交付金のうち、集落基盤整備事業	都道府県が策定する農村振興総合整備事業計画に基づき、農業用排水施設、農道、区画整理等の農業生産基盤整備と農業集落道、営農飲雑用水等の集落基盤整備を総合的に実施。	50%・55%
農林水産省	農産漁村活性化プロジェクト支援交付金	地方公共団体が地域の自主性と創意工夫により、定住者や滞在者の増加などを通じた農山漁村の活性化を図る計画を作成し、国は、その実現に必要な施設整備を中心とした総合的取組を交付金により支援します。	定額
農林水産省	6次産業化ネットワーク活動交付金	農山漁村の所得や雇用の増大、地域活力の向上を図るため、地域の創意工夫を活かしながら、多様な事業者によるネットワークを構築して取り組む新商品開発や販路開拓、農林水産物の加工・販売施設の整備等を支援します。	定額・1/2・2/3
農林水産省	農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律	農山漁村における再生可能エネルギー発電設備の整備について、農林漁業上の土地利用等との調整を適正に行うとともに、地域の農林漁業の健全な発展に資する取組を併せて行うこととすることにより、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電を促進し、農山漁村の活性化を図るものである。	

省庁	名称	概要	補助率
経済産業省	次世代自動車充電インフラ整備促進事業	次世代自動車用充電設備の設置に関する補助などの事業を行うことにより、設備投資などを喚起するとともに、次世代自動車の更なる普及を促進し、日本経済の下支えを図る。	ア. 充電器の購入費×補助率（1/2 又は 2/3） イ. 充電器の銘柄ごとに定める補助上限額 補助金額：ア、イのいずれか低い方
経済産業省	地域エネルギー供給拠点整備事業	地域における石油製品の安全かつ災害時における効率的な安定供給体制の確保を目指すために、揮発油販売業者等が行う次の工事にかかる費用の一部を補助する事業。	定額、1/2、1/4、2/3、3/4
経済産業省	ふるさと名物応援事業	中小企業・小規模事業者による「ふるさと名物」の開発、販路開拓、マーケティング、地域ブランド化等、地域全体の付加価値向上に向けた取組を支援する。	上限 500 万円、補助率 2/3
国土交通省	社会資本整備総合交付金	活力創出、水の安全・安心、市街地整備、地域住宅支援といった政策目的を実現するため、地方公共団体が作成した社会資本総合整備計画に基づき、目標実現のための基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備等を総合的・一体的に支援する。	事業費の 2 割
国土交通省	集落活性化推進事業	定住人口・滞在人口の流出抑制を図るため、既存の公共施設を再編し、ワンストップサービスの実現やサービスコストの低減を図る事業を支援することにより、地方における集落の再生に資することを目的としている。	補助対象経費の 1/2 以内
国土交通省	地域公共交通確保維持改善事業	地域の多様な関係者が協働した地域の公共交通の確保・維持、利便性の向上等の取組みを支援する。	1/2 等
観光庁	地域観光環境改善事業	旅行者のニーズの多様化、旅行スタイルの変化等に対応した魅力ある観光地域づくりを推進するため、先進的取組等に対して支援を行うことにより、地域における課題解決手法のモデルを構築するとともに、このような知識やスキルを持続的に蓄積・活用していくため、観光地域づくりの体制強化に向けた取組を支援し、それぞれの地域における自立的かつ持続的な滞在交流型観光の推進を図る。	
観光庁	観光地域ブランド確立支援事業	国内外から選好される国際競争力の高い魅力ある観光地域づくりを促進するため、地域の取組段階に応じ、地域独自の「ブランド」の確立を通じた日本の顔となる観光地域の創出に向けた取組を支援する。	事業費の 4 割

■事業予定地

